平成21年第4回嬉野市議会定例会会議録												
招集年月日	平成21年12月 4 日											
招 集 場 所	嬉野市議会議場											
開閉会日時	開議	平成21年12月14日			午前10年	庤00分	議	長	山	П	要	
及び宣告	散会	平成21年12月14日			午後4日	庤23分	議 長		山	П	要	
応(不応)招議員及び出席並びに欠席議員	議席 番号	氏 名		出欠	議席 番号	氏 名			出欠			
	1番	小	田	寛	之	出	12番	太	田	重	喜	出
	2番	大	島	恒	典	出	13番	山	П	榮	_	出
	3番	梶	原	睦	也	欠	14番	野	副	道	夫	出
	4番	秋	月	留意	美子	出	15番					
	5番	園	田	浩	之	出	16番	副	島	敏	之	出
	6番	副	島	孝	裕	出	17番	田	П	好	秋	出
	7番	田	中	政	司	出	18番	西	村	信	夫	出
	8番	JII	原		等	出	19番	平	野	昭	義	出
	9番	織	田	菊	男	出	20番	山	田	伊包	生男	出
	10番	芦	塚	典	子	出	21番	山	口	栄	秋	出
	11番	神	近	勝	彦	出	22番	Щ	П		要	出

	市長	谷 口 太一郎	健康づくり課長	蒲 原 知愛子
				1111 // /11/2]
	副市長	古 賀 一 七	こども課長	
	教 育 長	杉 﨑 士 貞	産業建設課長	宮 崎 和 則
	会計管理者	田中	月 学校教育課長	福田義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久 -	十 社会教育課長	植松幸男
	総務部長	大 森 紹 ī	E 総務課長(支所)	坂本健二
地方自治法	企画部長	田代	市民税務課長(支所)	小 野 彰 一
第121条の規定	健康福祉部長	片 山 義 自	新幹線整備課長	
により説明の	産業建設部長	一ノ瀬	[観光商工課長 	山口 久義
ため議会に出席	教育部長	桑原秋	健康福祉課長	
した者の職氏名	総務課長(本庁)	中島 直 5	忠 農 林 課 長	松尾保幸
	財政課長	徳 永 賢 氵	台 建 設 課 長	中 尾 嘉 伸
	市民税務課長(本庁)	渕 野 美喜	子 環境下水道課長	池田博幸
	企画企業誘致課長	井 上 嘉 往	恵 農業委員会事務局長	
	地域づくり課長	中 島 文二郎	水道課長	
	福祉課長		古湯温泉課長	三 根 清 和
	代表監査委員			
本会議に職務	議会事務局長	江 口 幸一郎	IZ	
のため出席した者の職氏名				

平成21年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成21年12月14日(月) 本会議第5日目 午前10時 開 議

日程第1 議案質疑

議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例について

議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について

議案第79号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第80号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第81号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第82号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)

議案第83号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第85号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

議案第86号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)

議案第87号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別 会計補正予算(第2号)

議案第88号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費 特別会計補正予算(第2号)

議案第89号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費 特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 嬉野古湯温泉公衆浴場建設主体工事請負変更契約の締結について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第1 議案の訂正について

議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例について

議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について

午前10時 開議

〇議長(山口 要君)

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。本日より議案質疑に移りますけども、チェック機能としての役割を果たすべく、実のある質疑を期待いたします。

本日は3番梶原睦也議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の 会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。

議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。野副 議員。

〇14番 (野副道夫君)

少し余計質問したいんですけど、よございますか。今回……。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前10時1分 休憩午前10時1分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

〇14番 (野副道夫君)

五、六件ありますので、3点ずつほどに分けてやりたいと思います。

まず、7条の関係ですが、5条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより使用料の 免除をすることができるという規定でありますが、規則を後で定められるでしょうけれども、 免除することができるというようなことは、どのようなことが想定をされるのかっていうこ とが第1点です。

それから、8条の中で使用料の無料の日を設定をするということなんですが、これは月1なのか、2なのか、3なのかっていうことと、その無料にされる目的は何かということをお尋ねをします。

それからもう一点は、10条まで行きます。10条の中で感染するおそれのある疾病のあるときは入浴を拒むっていうことになっておりますが、このことは要するにその(1)についてはどのようにして把握をされるのか、とりあえず3点お尋ねをしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

おはようございます。

お尋ねに対してお答えしたいと思いますけども、まず1点目の免除規定ですね。第7条関係ですけど、これはどういうときを想定されるかと。この場合は、一応規則の案といたしましては、市が開催する行事にボランティアスタッフとして参加した者が使用するときに行うということで、市が開催いたしますいろんな行事にボランティアスタッフとして参加してい

ただいた方は、このときに無料で入っていただくようにするということでございます。

それから、第8条ですね、無料開放です。これも規則で定めていく予定ですけども、これは開館記念日とするということでいきたいと思いますので、年に1回ということであります。これはすべての方が、その記念日は無料でお入りいただけるということにしたいと思います。それから、第10条の感染するおそれのある疾病があるときというときでございますけども、これは特にそのときの疾病の状況になると思いますけども、ただ本人、個人個人に診断するわけではございませんので、様子を見ながらそういう状態である方についてはちょっとお尋ねをして、入るのをお断りするということになると思います。感染するというよりも、とにかく何か異変がある方については、入浴をお断りする場合があるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

そうすると、その7条の関係では、要するに市が開催をするイベントにボランティアとして参加した方ということが一つには挙げられたわけですけれども、例えば子供たちが学年を通じて、あるいは学級を通じて、何かその学習に行くとかっていうようなことも考えられるんじゃないかなっていうふうにも思うんですけど、そういうふうな子供たちが団体で動く場合の免除っていうのは考えておられないのかっていうことですね。

それからもう一つ、8条の関係では、要するに年に1回の休日を設定をするということで すから、これはこれとしていい。

それからもう一つ、その10条の関係では、状況に応じてその判断をしていくんだっていうことなんですが、これ非常に難しいし、それからその感染のおそれのある疾病ということになれば、プライバシーの問題も生じてくるんじゃないかっていうふうに思うわけですね。だから、ここのその疾病があるときはということは非常に取り扱いとしては慎重を期すところだろうっていうふうに思うわけですが、このことは様子を見ながらやるっていうことだけでいいのでしょうか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

感染するおそれのある疾病があるときということでここで書いておりますのは、特に注意 事項としてやはり施設の人目につきやすいところにはきちんとそれを表示しないかんという、 これ公衆浴場法の中に書いてありまして、それを掲示するためにはここにやっぱりこうやっ て定めておかなければならないというのがありますので、あくまで何かの病気にかかってい る方についてはやっぱり自己判断で入らないようにしてくださいっていう、そういうお願いをするためにもこの条例で定めるっていうことになると思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

その10条の関係についてはそうなんですが、7条の関係についてはどうですか。子供たちが例えば学習のために行くというようなことは考えられないのですか。もしそういうことがあった場合には、どうするんですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

教育の一環としてというお話でしょうか。(14番野副道夫君「はい、そうです」と呼ぶ) そこまではまだ想定をしておりません。何ていうんですかね、無料規定を設けますと、いろ んなものが響いてきますので、もし学習で来られるということであれば、それは無料とはせ ずに有料となると思われます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

7条についてもう一回いいですか。

〇議長(山口 要君)

はい、いいです。

〇14番(野副道夫君)

7条については、子供たちが学習のために行くっていうことは有料になるっていうことで すか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

有料でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(16番副島敏之君「関連」と呼ぶ)関連。副島議員。

〇16番 (副島敏之君)

今、野副議員が言われたその10条の第1ですね。感染するおそれの、この文言については

今課長の答弁ではその公衆衛生法上の範囲内の文言で一応掲示しておくという意味ですかね。と申しますのは、私ごとでございますが、私も皮膚炎を起こしておるんですが、その移る病気、見た目には逆に効果がある温泉と、それから入っちゃいけない皮膚病もあるわけですよ。だから、そのお客さんがおる場所には私はあえて行かないようにしとるんですね。見た目にやはりうっと嫌がられるのがいかんなと。しかし、やはり今度新しくする場合について、これを掲示するについては今プライバシーのことも言われましたけれども、その治療に来られる方もおられますので、その辺を何かの形で書いとかんと、湯に入りたいお客さんからぽっとそこに管理者なり受付なりに言われたときに、どういうふうに説明されるのかなと。その辺がありますもんで、その文言の書き方っていいますか、それはよほど注意して、せっかく治療に遠方から来れらとるという場合もありますので、その辺はどういうふうに課長なさいますか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

嬉野温泉は効能的にもいろんな疾病に効くっていう効能ございますので、それはそれとしてきちんとして表示するっていうことになると思います。ここで言う感染するおそれのある疾病というのは、非常に限られてくるんじゃないかと思いますけども、ただ単にちょっとあせもをかいたっていうような方については、これは嬉野温泉は効能として効くということが実証されておりますので、そういう方を制限するっていうことはできないと思いますけど、それはきちんとした表示でお客様に対しては示していきたいと思います。

以上です。(16番副島敏之君「はい、結構です」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

古湯温泉の第2条についてちょっとお尋ねしたいと思いますが。

公衆浴場の名称及び位置というようなことで書いてありますが、名称は嬉野市営の嬉野温泉公衆浴場となっておりますが、11月18日まで新たな新しい名称ということで、一応新聞あるいはネットにいろいろ募集をされておりますけれども、どういうふうな状況なのか、いつごろ決定されるのか、その点をお尋ねしたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

新名称を募集いたしておりました。424通応募がございまして、遠いところは東京、また 鹿児島のほうからも御応募いただいたところです。種類といたしましては、300を超える種 類がございまして、これを今担当課と、それから企画部内で選考をいたしまして、やっと 10程度に絞ったところでございます。これからいろんな民間の方も入っていただいて選考す るということになると思いますけど、できれば今月いっぱいには決定していきたいというふ うには考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

決定して、新たに決定された入賞者には記念品とか、あるいは特産品とかを贈られますけれども、どういうふうなものを考えておられるのか。まず、その1点お伺いしたいんですが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

記念品ですので、入浴セットを考えております。バスタオル、石けんとかシャンプーとかですね、そういうのを考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

では、これ2条は先ほど説明を受けたんですが、お客様が古湯温泉を利用された場合、駐車場がいろいろ問題があって心配されておりますが、紅屋新館の跡を市の市営駐車場として確保されておりますが、お客様が温泉に入浴された場合、そのセットの駐車料の問題はどういうふうに解決されるのか、その点をお伺いしたいんですが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

駐車場が非常に近くにはないという、300メーターほど離れております。歩けばそう何分もかかる距離じゃないんですけども、やはり歩きやすいっていいますか、歩いて楽しい通りにするのはまたもう一つの仕事かなと思っておりまして、せんだってもちょっとかいわいの方集まっていただいて、いろんな活性化策を協議したところでございます。ほかにも近くのどこかに駐車場ができるとかできないとかっていう話も聞いておりますけども、うちのほう

としては今の駐車場を使っていただくと。それから、雨天とか荒天の場合はうちの公用車での送り迎えっていうのも考えておりますので、その辺のサービスはきちんとしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前10時15分 休憩午前10時15分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

駐車料金は一応今2時間で100円をいただいておりますけど、これは古湯を御利用のお客様については無料にするという方向で考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。それじゃあ、野副議員。

〇14番(野副道夫君)

すみません、何回も。これ全体的な説明の中で当面は直営でやる、そして将来は指定管理に移行するという説明があったんですが、この当面、要するにその当面の間直営でやって、後指定管理に移行されるわけでしょうけれども、その当面っていうのはおおむね何年ぐらいを予定をされておるのかっていうことと、それから利用料が400円っていう設定がされておるんですけれど、この400円っていう設定をされた根拠についてお知らせをいただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

まず、直営での当面の期間ですけど、大体3年から5年ぐらいと考えております。できれば3年ぐらいで指定管理者のほうに移行できたらなとは思っておるところです。

400円の設定理由ですね。一応市内といいますか、特に嬉野町のほうになりますけども、 旅館さんとか、またほかの公衆浴場の金額を見て設定したところです。公衆浴場もう一つあ りますけど、そちらが平日350円、土日が500円ということでしたので、延びていけば大体 400円ぐらいになるかなあというところで、そこよりも安くはちょっとできないだろうとい うこともありまして、400円ということで設定をいたしております。 以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

ちょっとその300円と500円のところが聞きづらかったんですが、300円と500円っていうのは今元湯さんがやっておられる金額が300円と500円ですか。 (古湯温泉課長三根清和君「350円ですね」と呼ぶ)350円と500円っていうのは、その差っていうのはどのように違うんですかね。その350円と500円っていうのは。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

平日料金と土日の料金を別に設定されているようです。うちのほうは、もう平日も土日も 関係なく400円ということでいきたいと思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。(19番平野昭義君「関連」と呼ぶ)あ、関連。平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

先ほど野副議員のほうから第13条についての関連ありましたけど、私は指定管理者制度をこの地方自治法のこれにも詳しく書いてありますけど、まだ時間がありますから、初めから指定管理者にしたほうがいいじゃないかと考えておりました。と申しますのは、一つは志田焼博物館ですね、あそこがずっとそのころ指定管理者制度がもちろんなかったこともありましたけど、直営でした場合ですね。私ずっとあそこに生徒としてサークルに入っておりますけど、全く経営ではなくして、ただの悪く言えば何か遊びかなっていうた感じが続いたときもあります。その後、指定管理者になられてから非常に本当のいわゆる博物館として頑張っておられ、お客様もその後ずっと毎年ふえていると聞いております。ですから、これを当面二、三年とかなんとか言わんで、もう初めから指定管理者を市長のほうから提案してもろうてしたほうがいいじゃないかと思います。

それから第2点目で、ここにけさもらった資料によりますと……。

〇議長(山口 要君)

ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午前10時20分 休憩 午前10時20分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、この施設がちょっともう初めてやる施設ということもありまして、収入、支出見込みが非常に立てにくい状況です。しかも、この御時世でございましたので、とりあえずちょっとやっぱり直営で様子を見ないとわからないだろうということがありまして、最初からの指定管理者というのはちょっと非常に無理なところもあるだろうということで、直営ということでお願いしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

今そうは申されましたけど、私は特に嬉野の町は温泉の町でありますから、全くどっかの農村部につくるわけではありません。牛津のようなああいうところではございませんから、温泉町でしかも経験豊富な人もたくさんおられ、どうするかなというそういうふうな人もひょっとしたらおられると思います。やっぱり専門家、もちはもち屋というんですかね。そういうふうにしていけば、全体周りに非常によか影響を与えるんじゃないかと。ですから、初めから二、三年っていえばすぐ四、五年になります。四、五年はもう一回10年になりますから、やればやっぱり初めから思い切って。それで、嬉野は今言ったように非常に優秀な方がおられると思います。もう最近は嬉野温泉自体も非常に冷え切って、いろいろな大きな旅館もつぶれかけておりますから、そういう意味では指定管理者による公募によってされれば、そのほうが元気を取り戻すと思いますけど、それは考えておらんですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

御意見もごもっとだとも思いますけども、やはり先がどうしても見えないんですよ。幾らかの経験があったらいいんですけども。そういうことでございますので、ちょっと数年は直営でいって、これで何とか指定管理者でもいけるというところが見えたら、すぐ手続に入っていきたいと思いますので。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

最後ですけど、先が見えないと。見えないならなおさらのことでしょう。あなたが真っ暗

で見えないようにして、どうして経営ばやっていくんですか。やっぱりこれはもちはもち屋というように、見える方にやってもろうて、そしてああ、ああいうやり方もあったなあというように、あなたたちが時たま行っていろいろ聞いてみたりするって、そういうふうな感じでいいんじゃないかと思います。いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

経営に関してでございますけども、計画の段階からさまざまな方に御意見をいただきながら計画をつくってきたわけでございますので、経営的にわからないということもございますけども、ここはしっかりやっていきたいと思っております。しかし、現在の中では指定管理者ということをできるだけ早く取り入れたいと思いますけども、以前から申し上げておりますように、まず私どものほうで形をつくりまして、しっかりした形で引き継いでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

3点ほど御質問します。

細かいことですけども、第4条で午前7時から午後11時までするとありますが、入館するのは10時までとするとか、そういうただし書きは書いてあるんでしょうかね。

それから、第7条のところですけども、無料開放のほかに割引券とか優待券とか、そういうことは考えたことがあられるかですけれども。例えば、イベントのときにほかから見えた方の商品として優待券を差し上げるとか、今でもちょっと民間の宿泊施設さんとかいただいたりしてるんですけども、そういうのが古湯温泉にも利用できるのかですけれども。

それと、あと入浴料の件ですけれども、この一般券に関してはこれで結構皆さん不満なかったようなんですけども、その差別化をしてほしいというふうな、市外と市内のですね、地元の利用と、それから観光客が利用される場合とか、それから市外とかということだと思いますけど、その差別化をしてほしいということですけれども。その回数券というのを使うっていうのはやっぱり地元の人だと思うんですよね。ここで今4,000円で11枚っていうことになってますと、364円っていうことになると思うんです。これを10枚で3,000円か、それか4,000円でもいいけれども、2枚つけてくれないかっていう声もあったりしてるんですけれども。その辺を今結構ひとり住まいの方とかも多いし、自宅でおふろを沸かすにしたら本当に結構お金もかかるし、回数券があったら結構利用できるっていうふうな声もありまして、

そういうふうなのを考えていただきたいっていうような感じなんですけど、どんなでしょうか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、入浴時間ですね。一応開館時間が7時から11時ですので、終わりのほうの夜の11時 という時間はもう閉館ということになりますので、入浴は10時30分ぐらいまでということで、 これはもうそこの施設内で御案内したいと思います。

それから、割引券とか優待券のお話がありましたけども、もうこれは一切しないということで、活用会議の中でも確認をいただいて、余り最初からサービスをすると、それが悪いほうにもう変えるのはなかなか難しいということで、最初は余りサービスは高く設定しないほうがいいだろうというお話もいただきましたので、このような形になっております。

それから、回数券の件ですけども、これも大体ほかの施設見てみますと、市内、市外は別料金を定めてあるというのがありまして、じゃあそれをどこでどうやって判断するのかっていうことになります。一人一人市内か市外かっていうのを確認するわけにもいきませんので、もうこういう場合はそういう差別をしないで、市内の方、市外の方も統一料金のほうが管理運営的にもいいですよという御助言もいただきましたので、これは定めておりません。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

以上です。

〇4番(秋月留美子君)

古湯温泉ができるときに、市長は市民、地元の人のおふろっていうふうなことで今回つくる場合は、そちらのほうに重点を置くっていうふうにおっしゃってたと思うんですけれども、そしたらやっぱりこの差別化というのはぜひしていただきたいと思うんですけど、よそのほかの公営浴場とかっていうのは100円、200円っていうところもあります。だから、1回限りの券は400円でいいとしましても、回数券に対してはやっぱりもうちょっとメリットをしていただきたいかなあと思いますけれども。その辺は本当結構そういう声がありますので、しっかり考えていただきたいと思います。どんなでしょうか、市長お願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

先ほどの御意見もありましたように、できるだけ経営的には独立させていくような方向へ

持っていきたいというふうに考えておりまして、またいろんな経験者の方のお話をお聞きいたしましても、やはり公営の施設であってもできるだけ経営的には確立すべきだというふうなこともございまして、私どもとしてはできるだけ有料と、また適正な料金でというふうに考えておるところでございます。

また、今回の400円ということにつきましては、やはり市民の方が対象ということで基本的には考えておるところでございまして、じゃあそれに加えて観光客の方だけ割り増しをするのかということになりますと、逆にこれは問題があるということで、やはり市民の方も観光客の方も同一料金で入っていただくというのがいいんではないかというふうに私は考えておるところでございまして、市外から来られて入ろうと思ったときに、よそのお客さんは高いですよということよりも、やはり市民と一緒に同じ料金で入っていただいたほうがいいんではないかなというふうに考えております。

また、回数券につきましてもいろいろ考えはいたしましたけども、将来の経営的なことを 考えれば、できるだけやはり割引とかサービスとか無料とか、そういうことは取り入れない で、やはり適正な料金でお願いしていくというのが安定していけるんではないかなというふ うに判断をしているところでございます。

以上でございます。(「関連」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

それから、先ほど優待券のところですけれども、例えばイベントをする開催者のほうが自分のほうでその古湯温泉の何ていうんですか、そちらのほうのサービス券ですかね。その場合は、この回数券を例えば100枚ぐらい要るってしたら、これを回数券を買うような形になるんでしょうか。それとも、そういうときようのもうちょっと割引を、何でも数を買えばちょっと割引になったりしますよね。そういうので前売り券みたいな感じで出すような準備とか、そういうのは考えてますか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

いろんなイベントのときの方が入る場合、大人数で入られる場合っていうことですかね。 もうこの規定以外には券はありませんので、大人数で入っていただく場合は回数券を買って いただくというしかないです。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

まず、第4条ですね。開館時間の関係ですけど、朝の7時から夜の11時ということで設定をされてますけれども、これいろいろ調査をされた結果だろうと思いますけれども、近隣の例えば浴場っていうのがありますよね、近隣の市町村。そこら辺の開館時間はどうなのか。

それともう一つが、この大衆浴場ですけれども、これを温泉地として外湯に使った場合の 考え方なんですけれども、例えば私ども観光地かなり視察もしたわけですけれども、外湯と して大衆浴場を使ってるところにおいては、やっぱり開館時間が6時半とか、こういう形6 時とか、年配者を対象としてなっとるわけですよね。

それともう一つは、入浴料の関係で申しますと、逆に差別化というよりも嬉野の旅館の泊まった人が外湯として朝ぶろに使うとか、例えば道後温泉なんかもそのような形態なんですけれども、そういうのに使った場合については入浴料を逆に割り引きすると、旅館の証明を何か持ってきていただいて。こういうところもあるわけですけれども、そこら辺については考えられなかったのか。

それと、この経営を安定させるために、やっぱり市民あるいは市外の方も当然利用していただきたいわけですけれども、特に温泉に泊まった人がいかに外湯として朝ぶろとかに使うかというのがもう非常に大事じゃないかなと思いますけれども、そうなるともう少し時間帯とか開館時間帯とか、あるいは入浴料についてもう一考する必要があるんじゃないかと思いますけれども、そこら辺はどういう経緯でこのように決められたのかですね。

それともう一つは、直営と指定管理者の関係が出ました。例えば、直営3年ということを言われましたけれども、場合によっては1年でも指定管理者にできる可能性はあるわけですよね、状況を見れば。直営と、例えば指定管理者にした場合の経費の問題についてはどのように分析をされているのか。要員をどうされるかも問題でしょうけど、例えばその職員をトップを職員でして、あとは派遣会社とかパートとかいろいろあろうかと思いますけれども、そういうふうにした場合と、指定管理者にした場合とか、そこら辺についてはかなり研究をされておられると思いますけれども、そこら辺の経費の関係ですね。

あと、勤務時間の関係でこれは16時間、休憩時間も入れてですね。いろいろ準備とかしよれば17時間ぐらいの勤務時間帯になるわけですよね。その場合の2交代とか3交代にされるのか。あるいは、1人でずっといって、そして通常の労働基準法で言う勤務時間をオーバーした分は調整休日を行う、そういう方法をとられるのか。そこら辺については経費等の関係もあるでしょうけど、どのように考えておられるのか。そこら辺だけ御答弁いただければと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、ほかの施設の時間帯ですね。うちが一番やっぱり基本としましたのは武雄温泉です。 こちらが朝6時半から夜中の24時までです。嬉野の市内にあります公衆浴場で9時から21時 30分と。うちのほうは武雄温泉をちょっと基本に。周辺の旅館のお客さんも入られるという ことで、朝7時からですね。それと、11時までにしましたのは、やはり嬉野は夜の商売をさ れてる方が多いということで、お店を引けてから入れる、今武雄のほうにちょっと結構入り に行かれてるっていう情報も入りましたので、この方々も入れるようにっていうことで、 23時までっていうことにしております。

あと、旅館とのタイアップのことですけど、これも今いろんな協議をさせていただいてる ところです。ぜひそういうのを利用したいという旅館もいらっしゃいますので、お客様の誘 致の増になればぜひ試みたいと思っております。

次に、指定管理者の件ですね。これも大分試算をしてみました。今うちのほうの直営でやってる部分でいけば、人件費がほとんどでございますけども、そうですね、指定管理者で持っていけば多分幾らかのちょっと追い銭っていいますかね、委託料を払わないとできないというふうな結果も出たところでございます。

勤務時間は、とりあえずうちの試算では嘱託職員扱いっていうことにしておりますので、 これが勤務が通常職員の4分の3の範囲内ということになりますので、大体1日6時間勤務 ということで計算をしておりますので、そうなると12時間開館で2交代ということになりま すので、それ以外はもうすべて3交代勤務という、そういうふうな状態になると思います。 以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

もう最後にしますけど、1つが温泉地としてやっぱりその外湯としての活用というのをぜ ひ旅館と相談をしていただきたいと思います。

それと、入浴時間帯の関係ですけども、私ども旅館に行けば、いろんな旅行行って宿泊すれば、私どもの年齢になれば大体6時からその旅館の朝ぶろに入るわけですよね。時間帯的に言えば、もう少し早目にしたほうが、その外湯としての扱いにした場合については利用する効果があるのかなと、利用される方にとってはですね。そこら辺については御検討をいただきたいと思います。

あと、勤務時間の関係ですけれども、当然その担当課としては2交代、3交代、あるいはいろんな要員総配も含めて検討をされたと思いますけれども、最終的にそのほうが一番安いということで、それとか要員が一番少なく済むという形でその3交代ということで決定をされたのか、そこら辺だけ最後御答弁いただければと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

一応いろんなパターンがありまして、一番人件費的にもそう高くならないようにという設定で計算したところでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

〇17番(田口好秋君)

2点ほど聞こうと思ってたんですが、1点目については4条関係で先ほど山田議員が触れられましたので、私自身もこれは外湯として使えるような時間帯設定はぜひ必要じゃないかと思っております。

次に、11条で触れておられる原状回復、これはどういったことを想定してここに入れられておるのか。この説明をお願いします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長(三根清和君)

お答えします。

原状回復を11条で定めておりますけど、これは浴槽内の例えばおけとか、それからシャワーとか、そういうのをまたもとの位置にきちんと戻していただくということを定めているもので、あえて特に定めてるものではございません。おけはもとあったところに戻していただくという、それぐらいの定めでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

はい、わかりました。いや、温泉に入って、ふろですね、そこで今お尋ねしたところシャワーの問題とふろおけ、あるいはいすぐらいと。しかし、これを、確かにこれは必要だと私も認めますが、そういったマナーについてはやはりエチケット、マナーを守って入りましょうというような表示をやるということも、これは公衆浴場ですから特に必要だと思いますので、そういった記述をやっぱりしていただきたいと。そういうことを要望して、一応取り上げられた意味はわかりました。そういった記述はよろしくお願いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

入浴のマナー等については、きちんと掲示をするように予定をしております。 以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

第4条の条文の中にですけど、第3項ですかね。まず、浴場の管理上必要があると認めるときは第1項に規定する開館時間を変更し、または前項に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。要するに、市長権限でですよ。ここでいけば、午前7時から午後11時までっていう時間を条例で制定をしておいて、第3項でこれ変更ができるっていうことは、条例改正案なくして時間はどうにでもできるっていうことなのかが、まずそれ1点です。

それと、使用料ですね。使用料の中で別表で定めるというふうにあるわけですが、これ入浴1回っていうふうになってるわけですよね。大浴場一般券、入浴1回、大人が400円、子供200円。大浴場回数券が11回で4,000円。貸切湯50分2,000円。この施設の中を見てみますと、いわゆる2階に休憩室等もあるわけですが、そこら辺との関連。例えば、おふろには入らないでこの施設を利用する。例えば、家族5人で来て、調子が悪いから私は入らないと。ここでこの入浴1回っていう、いわゆるその料金を徴収するのが入場券なのか入浴券なのか。そこら辺がしくお聞きをいたします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

まず、開館時間の変更ですね。これは第4条の第1項で7時から11時までと定めておりますので、これを勝手に変えることはできないと思われます。ただし、3項で定めているのは、特にレジオネラ菌対策というのが非常に今厳しくされておりますので、こういう状態が発生したときに、緊急的にやっぱり閉館したりしなくちゃいけないときがあるということでございますので、それを定めているところです。特に、武雄温泉なんかもよくあると言われてましたけど、脱ぷんがちょっと多いですよというお話をいただきましたので、そういう緊急の場合がございますので、この定めをしているところです。

それから、入浴料ですけど、これは館内に入る場合の使用料については入浴料ということ になります。だから、家族で来られて入浴を伴わない方については、使用料をいただくこと は考えておりませんので、入浴の行為がある方についていただくと。これはもし1回入って、 2階で休憩して、また2回目を入られるときはもう一回料金を払っていただくということになります。入浴行為1回当たり400円ということになります。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

ちょっと今のわからなかったんですが、じゃあ例えば団体で利用される方もいらっしゃるのかなっていう気がするわけです。何回も入るっていうことは、じゃあその400円が何回でもなるっていうことですか、今の答弁でいくと。例えば、5人ぐらいのグループで来られて、きょうちょっとゆっくりおふろに入ろうかねって、仮にですよ、来られて、2回入る場合は800円必要になるわけですか。2階の休憩室にとりあえずいて、もう一回帰りに入って帰ろうねっていうときには、また400円そこで必要になるということですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

そういうことです。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そしたら、そのいわゆる休憩室とかなんとか要らないんじゃないですか。そういうお客さんにとってはですよ。もうただおふろにそしたら入るだけの施設で、ここでいわゆるじゃあギャラリーとかなんとかをつくられるわけですよ。小さいでしょうけど、そこで展示をしたりするとかということになって、ある程度そこでゆっくりしていただくという施設をつくりながら、おふろに入るのは……。何かもう少しそこら辺料金体系を考えられたほうがいいんじゃないですかね。

それでもう一つ、2階のじゃあ休憩室の使用料というのは取らないわけですか。ここで載ってないわけですけど。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

2階の使用料については取りません。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

まずは1点目で行きますと、今田中議員が質問された使用料ですよね。ここは一応使用料となってますよね。入浴料じゃないですよね。結局、この公衆浴場に入るための、利用するための利用料ということで400円ということですよね。それを考えると、介護、介添えとかなんとか必要な方というのはどうしても無料というのはわかります。でも、やはり館内に入る以上はやはり入場料としていただかんといかんと思うし、先ほど田中議員が言われた休憩をやって、その後に入るときにまた再度そのおふろ代をいただくというのはいかがなものかなと。以前の温泉センターありましたよね。温泉センターさんは1回入場すると、休憩室のほうで休憩して、また再度入浴してよかったですよね。おふろ場の手前の畳のところがですね。だから、朝から来られた方が午前中なら午前中ゆっくりされて休憩をされていたと。今回のこの公衆浴場の設置目的は、先ほど外湯であるとかなんとかっていう御意見も十分理解をしながらなんですが、あくまでも大きな目的っていうのは市民の皆さんに温泉を利用した憩いの場を提供しましょうという目的でこの公衆浴場の建設を始めたと私は理解をしているわけです。その理念でいけば、1回施設の中に入れば、もう時間の許す限り何回でもゆっくりおふろに入って、気持ちもリフレッシュできるようにというのが本当の目的ではないでしょうか。

次、料金はこれとして、時間帯について続けて質問していいですか。

〇議長(山口 要君)

一遍切りましょうか。古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えしたいと思いますけども、この入浴行為に対する料金設定っていうのも大分議論をしたところです。一応何ていいますかね、この施設での経営っていうことにもなりますので、400円払ったらそこにだらだらだらだら一日じゅうおってもいいよということにしたら、その回転率も悪くなるし、非常に収入的にもきついですよっていう、そういうふうな議論もあったところでございまして、これはもうきちんと入浴行為1回当たりに幾らと定めたほうがいいと。ただし、2階の休憩室は無料でいいですよっていう、それがいいですよっていうことで、このように設定したところです。昔みたいに一日じゅうということも市民に対してはいいことでしょうけども、ちょっと経営面からいきますと、やはり回転率を上げたいというのがございますので、このような設定ということになります。

以上です。(11番神近勝彦君「議長、議長」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

それでは、市長にお尋ねをしたいと思いますが、市長はこの公衆浴場をつくるときの最初 の理念というものは、さっき私が言ったような気持ちで私はこの建設を決められたというふ うに理解をしてるわけです。私はそれでいくと、やはりその一日じゅうっていうのがどういう状況になるのかわかりませんが、やはりある程度その方の自由な時間がある間、その2時間とか3時間ぐらいのやっぱり余裕のある間は、やっぱり休憩室で休憩をして、再度また入っていくべきだと思うわけです。そのあたりについて市長の御答弁をいただきたいのと、担当課に質問したいのは、そしたらよくテレビ番組なんかで出るように銭湯の番台ってありますよね。ちゃんとお金を取るところ、番台っていうのがありますよね。ああいうふうな方がいなければ、はっきり言ってわからないと思うんです。結局、1回入って休憩室行って、また入るっていうのがどうやってチェックするんですか。入り口に結局そういうチケットをとるような係員を置かなくちゃいけないじゃないですか。多分それ入り口のところでチケット売り場か何かがあって、使用料の400円、あるいはシャンプーとかタオルとか貸し出しをするときは1個につき50円とか100円とか多分いただくわけでしょ。だから、そうなったときにだれがそしたらそこでチェックをするんですか。それなら、そのあたりの経営の中での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

今回の古湯温泉の復元については、もう以前からお話ししておりますように、もとの公衆 浴場を復活していきたいということをもう再三申し上げておるとおりでございまして、もと のといいますと、やはりこの市民に親しまれる市民のための公衆浴場ということを考えてお ります。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

2階のほうに休憩に上がった方がまた入浴されるときのチェックということでございますけども、それはチェック体制をとるようにしますので、そういう行為があればまた、ないようにといいますかね、ちょっと返答に苦しいんですけども、チェックはしていきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

今市長答弁ね、中途半端なんですよね、はっきり言って。答弁になってないと思うんです

よ。結局、今市長にお尋ねをしたのは、課長のほうが要はおふろを使用するときに毎回毎回料金を払うシステムでやりたいというふうに御答弁をされたわけですよね。でも、私は市長がこれをつくる理由っていうのは、市民の皆さん、あるいは市外から来たお客さんに対しても嬉野温泉のこの俗に言われる三大美肌の湯ということで今一生懸命うたってありますよね、お客さんのために。そういうふうなこともありますけども、やはり嬉野温泉の効力っていうものはものすごくよいということもみんな知ってるわけです。そういうことの温泉の力をやはりよりよく市民の皆さんに提供をしたいと。安い料金でやりたいと。先ほど何回も言うように、結局時間のある限り何とかそこでくつろいでいただきたい。だから、食事についても館内では特例債を使うから食堂を使えないっていういろんな制約もあるんでしょうけども、仮に食事をとりたい方はお店のほうから店屋物をとるというふうな方針をされてるわけでしょう。ということは、この古湯があるおかげで周辺の飲食店関係も若干の需要が上がってくるわけですよね。経済効果っていうものがあるじゃないですか。そう考えたときに、そのおふろに入るときに何回も何回も料金を徴収するっていうその考え方自体が、やはり市長が考えられている理念と私は違うんじゃないかなというふうでお尋ねをしてるんです。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

もちろんそういうお考えもあられると思いますけども、いろんな検討経過の中で、じゃあ 1日にゆっくり1時間程度おふろに入られて、また上に上がられて、また下におりてこられ るっていう方がどれくらいおられるのかというようなことを考えていったときに、そう多く はないだろうというふうに私どもとしては考えております。またしかし、それが完全に定着 するような形になれば、しかしながらもっと回転率としても上げなければいけないというこ とも意見としてあるわけでございますので、そういう点で経営の面から考えたときには現在 のような入浴料システムがいいんではないかなというふうな結論になったということでござ います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

いいですか、もう。(11番神近勝彦君「料金についてはとりあえずこれでやめておきます」と呼ぶ)秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

先ほど入浴料の回数券のことでも言いましたが、あと前私も一般質問で言ったと思うんですけど、古湯温泉ができた場合に市民の方が、近隣の方、その辺もまだはっきりそのときちょっと言ってなかったと思うんですけど、例えばハウステンボスとかできたときに近隣の市

町にチケットを差し上げて、それがすごく評判よかったんですけれども、だからそういうふ うなことを考えてられないかって。例えばっていうか、プレミアム商品券とかプレミアム宿 泊券とかは、この間の答弁で市長は地域商店街の活性化のためとおっしゃいましたし、宿泊 券に関しても今低迷してる旅館業者の方のための活性化というふうな。市民のためにってい うふうなお答えはちょっといただいてないんですよね。じゃ、この古湯っていうのがもう本 当に寒まつりとかで行ってもすごい楽しみにされてるわけですよ。じゃあ、せっかくできた のにその市民の方たちに何かそういうメリットっていうか、だって先ほどはその回数券はも うこの状態でできないって。先ほど言いました10枚で3,000円とか、じゃあそれができない ならせめて2枚欲しいっていうふうなお返事というかあったわけですよね。そういうのも今 だめっていうふうな感じでしたら、その開業したときに例えば1年間使える優待券とか、1 枚ずつでもいいですけど、そういうものを考えてられないかですけれども。だから、どうし てもお客様が多いときに、その優待券が使って入りたいとき入れないっていうのは、それは またあいてるときにどうぞっていうふうにして断りもしてもいいっていうかですね。そうい うメリットがないと、私どうもこの古湯温泉はもう市民の方、嬉野町民の方特に自分たちの おふろができたっていうふうに思ってらっしゃるわけですよ。それは旅館業者との兼ね合い とかもちろんわかります。今大変だし。そういうものも考えていかなくちゃいけないことも もちろんわかります。

それから、でも三根課長以前私行政は利益は余り求めないことをおっしゃったと思うんで すよ。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩 午前11時 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

〇4番(秋月留美子君)

開業のときの市民へのサービスを考えていただけないでしょうか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

もちろん市民の皆さんへの広報とかそういうものはさせていただきたいと思いますし、ぜ ひ御利用をしていただきたいと思います。そういういろんなもろもろのことを考えまして、 やはり回数券制度というのもとっておりますし、また料金設定等もいたしておりますので、 ぜひ御利用をしていただければと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(12番太田重喜君「所管ですけど」と呼ぶ)所管はちょっとお待ちください。(12番太田重喜君「いや、ちょっと腑に落ちないところもあるし」と呼ぶ)いやいや、ちょっと所管の場合はお待ちください。(6番副島孝裕君「関連で」と呼ぶ)はい、関連。副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

今の開館に対する秋月議員のサービスの件ですが、特例を設けて開館日は無料にするというようなお話ですけども、これは今度の4月の開館日はどうなされますか。今秋月議員の関連ですけど、そういった意味の市民へのサービス。そのオープンの日は無料にしますよ、それから年に1回開館日を先ほどここにも書いてあるように無料にしますよという。じゃあ、開館の日はどうされますか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

開館記念日については無料ということにしておりまして、開館の日につきましては現在の ところまだ考えておりません。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

じゃ、考えていないっていうことはもう無料にはしない、開館日は無料にはしないという ことと理解していいですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

現在、開館の日から一応有料でお願いしたいというふうに考えております。 以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

〇17番(田口好秋君)

先ほどの神近議員の質問に関連して再度質問しますが、先ほど回転率を上げるというよう

な話をされました。そういったことも一理あると思いますが、じゃああそこの古湯温泉ができて列をつくって皆さんが待ってるのかと。そこまでは私から言わせればそのような発想じゃないかなと。今大町とか鹿島とかバスで送り迎えをやってる時代なんですよね。ああいった施設、そういった時代にですよ。しかも、こういったことはあれですが、もうわかったことですが、合併特例債を使っとる以上店屋物をとらんばいかんと。そして、2回入れば800円ですよと。まずそういった施設に採算、採算と言われますが、私は逆のほうに作用するんじゃないかなという気がしてならないんですがね。じゃ、2回目に入ったら半額でいいですよっていうのは、そういったものもあってもいいんじゃないかと。そこに1回入場して、あの古湯の施設に入場して、1回おふろに入って400円払ったと。2回目は半額でいいですよというぐらい、そういったものも考えても、余り私は入場料を取るべきであって、その中で2回入ろうと3回入ろうと、それはそれでいいんじゃないかと。

なぜ私がそういうことを言うかといいますと、今の時間は例えば朝のうちはそうまでないんですよ。しかし、夕方の何時ごろは込みますよとか、そういうこと、時間帯によってかなり違うと思うわけですね、おふろに入りに来る人は。そういうことを考えれば、あそこに施設に来た段階で料金をいただくというのが一番ベストじゃないかなという気がしてならないんですよね。しかし、またものすごく込み合ったとします。そういったときはお客さんがおのずからあいとるときに浴場に行くと思う、おふろに入りに。私はそういう気がしてならないんですが、もう現実的にマイクロとか大型バスで送り迎えしてる状況の中での開館ですから、もう少しやっぱり考えないと、私は逆にもう、そして先ほど田中議員の質問にありましたように、2回目、3回目入るときも、1回目入るときもチェックをすると。そういった場合、この人件費でいいのかっていうような問題あると思うわけですね。そういったものについてお答えいただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

数回の入浴に対する料金設定ということでございますけども、今のところ1回当たりそれぞれいただくということにしておりますので、これは次のステップの段階での検討課題とさせていただきたいというふうに思います。状況がどうなのか、ちょっと見てみないとわからないという部分もございますので。(「そこが一番大事なとこばい」「そこが一番大事なとこやっけん」「だれも受けて言われんばい」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

はい、お静かに。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

当初の案としては、入浴1回当たり400円をいただくということでお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

同じことを繰り返すようですが、私は原則としてこの入場料としていただいたほうがええんじゃないかと。そして、その中でお客さんが2回、3回入る方もおられるかと思います。1回で済まれる方もおられるかと思います。それがどうしてもだめなら、同じ施設に入って1回目400円払ったと。これはあくまでもどうしてもだめな場合ですよ。2回目は半額にするとか、そういったことも考えないと、お客さんだんだんだんだんかなくなってくる、もうイメージ的にそういうふうに伝わると思うわけですね。だから、そこのところはやっぱり基本的なところとして、ここの条文の中で一番ここ大事なところだと思います。そういうことをぜひ検討していただきたい。お願いしたいです。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

ちょっと休憩をお願いしてよかですか。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時16分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

さきの御質問でありました別表の単位の部分でございます。議案の5ページ目でございますけど、この別表の単位、入浴1回と現在しておりますけど、これについては入場のほうで検討するよう後で議案の訂正方を提出をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩午前11時18分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

それでは、次の質問に移りますが、第4条の午前7時から午後11時までの開館時間につい て質問していきたいと思いますが、先ほどからこの時間については外湯の意味が一つあるか ら、もう少し早い時間から開館できないかという御質問もあったわけなんですが、きょう先 般の全協の折に費用の分について資料をお願いしたいということで、一応けさ机の上に全議 員さんの上に乗っとったわけですよね。7時から21時までと7時から23時までの分の人件費 が。これを見ると、結局夜9時までと夜11時までの間では人件費が約220万円程度ですか、 差があるというふうな形になりますよね。それとまた、これは光熱費が絡んでくると思いま す。そうなったときに、まずこれに2つの案に結局光熱費を上乗せしたときの金額が今執行 部が予定をされている収入見込みですよね、それとの結局対比がどうなのかというところを まずお聞きしたいんです。というのは、あくまでも直営、直営と言いながらでも、先ほど料 金のお話もあったわけなんですけども、やはり赤字ではいけないと。というて、ものすごく 収益を上げる必要もないわけなんですが、基本的に将来的に、指定管理者に移行をしたいと いうことで方向性を打ち出されております。そこの中で、仮に収益がとれないようであれば 委託料のあたりで調整をしたいような御答弁があったわけですけども、やはりこのあたりは できるだけ収支バランスっていうものはプラ・マイ・ゼロぐらいの感じに抑えなくちゃいけ ないわけですよね。今の11時までのこの金額と9時までの金額と、何回も言いますが、光熱 費関係を足したとき、全体の収支についてはどういうふうな状況にあるわけなんですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

まず、7時から23時までの営業の場合、人件費が2,486万700円。光熱水費等が1,793万1,000円ぐらいになるんじゃないかと試算をしております。また、7時から21時までの場合が人件費で2,264万4,400円、光熱水費等が1,602万5,772円ということです。これにこの時間、2時間の差がありますけど、これに対する利用者の数、これで見込みますと、うちの試算でいきますと23時まであけとったほうが収益的には上がるという試算になっております。これは単純計算で申しわけないんですけど、そのような状況です。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

ちょっと待ってください、今計算中なもんでね。今ざっと計算すれば、11時までやった場合は光熱費と人件費足して4,280万円程度ですよね。9時まででいけば3,800万円程度なら、480万円程度の差があるわけです。480万円、年間ですね。ということは、ちょっとまだ計算してないからはっきりわからんのですけども、それでいった場合、この9時から11時までのこの2時間の間に大体どれぐらいの方が利用されるという計算を持っていらっしゃるのか、そのあたりについてをお願いをしたいところがございます。

2交代と3交代ということでやはり人件費の差がそこであるわけですけども、基本的にい って、私は先ほど余り課長が何回かいろんな方からの質問の中で、余りにも最初からサービ スをやり過ぎると後いろんな問題が起きたときに対応ができにくいっていうふうなことを言 われたと思うんです。そのあたりを考えれば、私は基本的には7時から始まって、この21時 っていう一つの案がありますよね、資料的に。私はこれでいっとって、先ほど山田議員さん のほうからも質問があったように、外湯のお話がありました。半年なら半年とか、その期間 をやってみて、やはり外湯的な意味合いの要望があった場合は6時に営業時間を延ばすと。 それは条例改正でできると思うんですよね。夜も極端に言うたら、いろんな方がやっぱりり 時じゃ早過ぎるよと。やっぱり10時ぐらいまでは必要だというふうな御意見もあるわけです よね。そういう中で、まず最初は私は7時から9時ぐらいまでの営業時間でやって、ある程 度の収支のバランス、なるべくならそりゃ多くの方が来てもらったほうがいいですよ。でも、 先ほど市長も言われるように、課長も言われるように、まだやってみないとどれぐらいの方 が利用されるのかっていうのがまだ見えてない状況じゃないですか。だから、私はある程度 若干厳しいぐらいの時間で持っていった状況を把握しながら、その状況に応じて条例改正の 時間を変えていくべきだと私は思うんですが、そのあたり収支のバランスを含めてもう一回 御答弁いただけますか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

特に、夜間の入場者数の把握っていうのが非常に難しゅうございますので、議員御質問のようになかなか難しいところがあるんですけども、大体うちの試算としては9時以降のお客様については恐らくお店の関係もありますので、日中のお客様と余り変わらないような時間当たりの数のお客様が来るんじゃないかという試算でしております。でいきますと、やはり23時まで営業したほうが収益が上がるという計算になっているというところでございます。以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

今、私手元にみんなの古湯温泉活用会議の会議録っていうのをちょっといただいてるんで すが、これは旅館関係の方とか観光協会の方とか、いろんな方の御意見を聞きながら、結局 古湯温泉をどうしようかと、いい方向に持っていこうということでボランティア的な会議を やられてるわけですよね。それを見ると、この中での方向性というのは基本的には7時から 9時までが一番ベストだろうというふうにある程度決められてますよね。第4回の古湯活用 会議録でいけば。この2ページ目のところのたまたまこの条例の制定のことでこういうふう な形でいきたいというのが、いろんな形のお話をされてるわけですよね。そういう中におい ていろんな御意見を聞いたところでは、最終的には7時から9時ぐらいまでが一番ベストで あろうというふうなお話の中で、素案としては7時から9時というふうな形を決められてお ったと思うんです。それが結局最終的に議会に上がってきたときには、11時までの23時が今 のところベストであるというふうな今御答弁をされているわけなんですが、そのあたりもほ かの方とのお話の中と今回と若干変わってるんじゃないかなっていう気がするわけです。専 門家の方もいらっしゃいますよね、中には。旅館の経営者の方も。その方も会議録なんかを 見ると、やはり今旅館関係のおふろを使っている方の利用状況なんかも多分語られて、そう いう中で実質的にはやっぱり7時から9時ぐらいが一番いいんじゃないかというふうな方向 性のいろんな会議をされたと思うんですが、そういうふうな会議の整合性っていうとおかし かですね。これはあくまでもボランティアのほうで会議をされたわけですから、そういう皆 さんのお話と今言われた夜は余り変わらんぐらいの入場者があるだろうっていう、そこのあ たりの考え方をどういうふうに思っていらっしゃるのかと、やはりもうちょっと少し絞った 形の中で時間帯は考えられたほうがいいんじゃないかなということでお聞きをしたいと思い ます。どっちでもよかです、市長でもよかですよ。

〇議長(山口 要君)

じゃあ、2人に答弁求めます。まず、市長。(11番神近勝彦君「じゃ、お二人」と呼ぶ) 市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

営業時間のことでございますけども、先ほどちょっとお話もありましたように、閉館準備のことも検討して行ったところでございまして、11時ということになりますと、先ほどお話ありましたように10時半が入場制限というふうになります。そのような中で、私どもとしてはいかに効率的に、また幅広い方に御利用いただくかということで計算をしたわけでございまして、その場合でいきますと12時っていうのは余りにも厳しいわけでございますが、11時ということになりますと、収益的にも見込めるんではないかというようなことで設定をいたしたというところでございます。ですから、10時半までに御入浴いただく方ということにな

りますとやはり夜の旅館にお勤めの方とか夜のお仕事の方とか結構いらっしゃるわけでございまして、やはり10時ごろまでお店とかお勤めをされて、そしておふろに入りたいという方もおられるわけでございまして、そういう方々のためにもやはり私どもとしてはおこたえするべきではないかというふうなことで判断をしたわけでございます。しかしながら、収益的に合わないような深夜まではなかなか厳しいというふうに考えておりまして、10時半入場で11時ごろで閉館させていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。(11番神近勝彦君「もう課長は別に、市長と答弁一緒ですね。ああ、いいです」と呼ぶ)(「関連」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

秋月議員。 (「関連やけんね」と呼ぶ者あり)

〇4番(秋月留美子君)

はい、関連です。

時間は今市長が言われたような感じにされて、私は町を見てて、そういう仕事をしている人たちを見てて、やっぱり必要だと思います。24時まで、本当はもうちょっと24時半まで必要だと思うんですけれども、ぎりぎりそちらの古湯の状況から見たら23時までは必要だと思います。まずそれで始められて、そしてそれを見ててどうしても合わない、入場者が少ないとなったそのときで変更されていいかなと思いますけれども。どんなでしょうか。(「関連」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

ずっと答弁していますように、嬉野はそういう特異的な御職業の方いらっしゃるということもありますので、この時間設定ということでお願いしております。

以上です。(「関連」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

野副議員は関連ですか、違いますか。(「関連」と呼ぶ者あり)田中議員。

〇7番(田中政司君)

今の答弁あたり聞いておりまして、いわゆるその経営的にもそんなにひどく赤字を出せないという考え方だろうというふうに思って、その利用者の利便性あたりを考えてのこの開館時間だと思うわけですが、7時から9時までの場合は先ほどいただいたのでいけば、2交代制でいけるわけですよね。7時から11時までになると、3交代制をとらなければならないっていうこれ資料だと思うんですが、そうなると例えば13人と14人っていうことで、これは当然ローテーションでこれでいったとすれば、1人の増減っていうのがあるわけですよね。も

しですよ、こういうことでやって、11時までもあけていく必要がないなと感じられたときには、これ削減せんといかんわけでしょ、人員を。先ほど秋月さんから質問あったわけですが、それよりもいわゆる2交代制で13人でいってて、当初はですよ、市民の皆さんの反応、あるいはお客さんの反応等を見てからふやすことは可能だと思うんですよ、時間を延ばすっていうことは。先にしとって削減っていうのは難しかですよ。時間を短くしたりというのは、これは非常に難しい、私は思います。だから、7時から9時ぐらいまでで2交代制でいけるぎりぎりのところでとりあえずは運営をして、市民の皆さんから例えば夜11時まであけとってもらえれば私たちも入れるけどねっていう感じで延ばすことはできると。私はそっちのほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、答弁をお願いします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

悪く改正するのは非常に難しいということも承知をしてるところでございますけども、嬉野の実情を見て、この時間設定ということでお願いしてるところでございます。武雄がちょうど24時までですので、それとの比較っていうのがよくされるわけですけども、先ほど言いましたように嬉野からも大分時間遅くなって入りに行かれてる方もいらっしゃるということでございますので、その辺も考慮して23時までということでお願いしたいというふうに思います。(「関連」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そしたら、担当課にお聞きいたしますが、じゃあ武雄で24時まであけられてるということですが、9時からそれ以降のお客さんがどれぐらい利用されてるのか、そこら辺を調べられたのか。そこら辺武雄あたりでのいわゆるお客さんの数っていいますか、そこら辺あたりをわかっていらっしゃったら教えていただきたいということと、最後に市長、そこら辺でなぜここら辺が武雄がそうだからうちもそうしたっていう考え方なのか、市長の最後の答弁お願いいたしたいと思います。まず、その武雄の人数がわかってれば。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

具体的な数字はちょっと把握しておりませんけど、せんだってもちょっと視察に行ってまいりまして、そのお話をいただきました。両方タイアップしていい浴場となるようにしていきましょうというお話もしてきましたので、その辺で武雄温泉に合わせたような形ということで持っていきたいというふうに考えております。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

もちろんできるだけ効率的には経営をしていきたいというふうに思っております。ただ、 具体的に考えてまいりますと、11時閉館となりますと、例えば貸し切りですと10時には入場 制限ということになるわけでございます。普通のおふろも10時半には入場制限ということに なるわけでございまして、よく承りますけど、以前と比較いたしましてやはり旅館にお勤め の方とかお店をお持ちの方あたりが以前は確たるものはわかりませんけど、以前は旅館のお ふろあたりも使われてたかもわかりませんけども、今はもう制限がありまして、やはり従業 員さんは家に帰ってからというようなことが多いわけでございまして、そういう点で旅館で 例えば9時半ごろまで宴会等あっておりますと、整理をすると10時になると。それから出て いくと、やはり10時半近くなるというようなことで、いろんな方からできるだけ時間として はお願いできないだろうかということも常日ごろお伺いをいたしております。また、そうい う方もやはり武雄あたりの情報も知っておられまして、武雄がどうこうということでありま せんけども、やはり12時近くまで入りに行ってる方もたくさんおられると。これはもう武雄 の方からも聞いておりますし、そういう点もございまして、私どもとしては全く武雄どおり というふうにはいきませんけども、私どもの収益の許す範囲でお客様の利便を図れたらとい うことで、11時までということを設定いたしたわけでございます。御承知のように、11時に なりますと先ほど言いましたように、貸し切りの方は約1時間前が入場制限となりますので、 10時ぐらいからゆっくりお使いいただければなというふうに思っておるところでございます。 以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩午前11時38分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

所管ですので、1回だけの質問をどうぞ。

〇12番(太田重喜君)

ためにする資料ば出して、変なことせんごとせろさ。こう資料つくりがため、9時までんとやっぎまっと人件費は安うでよかはずよね。毎日2時間やけん。その辺のところは意識的にこがん資料つくったのか、ただ単なる手違いなのか、それだけ聞きたか、まず。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

意識的にも手違いでもございませんで、9時までする場合はきちんと9時までの入浴までしていただくということで、あと一時間で掃除するということでしておりまして、23時の場合は入浴制限を午後10時30分で打ち切るということ……。(「答弁違うたい」と呼ぶ者あり)(12番太田重喜君「違うさ、どっちも30分前やろうも、入浴制限は。ちょっとそやんででたらめ言わんで。細かかことんごたっどんじいっと聞きよっとばい。発言されんけん」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

静かに。(12番太田重喜君「ためにする資料やろうが、これは。おかしかろうが」と呼ぶ)

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

ええっとですね。(12番太田重喜君「ちょっと待ちいや、座って考える」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩午前11時41分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

先ほどの営業時間の説明の件でございますけど、11時までの開館時間につきましては10時半で入場制限をして11時で閉館をするということで御説明申し上げたかと思います。9時につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、9時まで一応入場を認めるということで、実質閉館は10時ぐらいになるかと思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

ちょっとお伺いしますけど、この資料の中で7時から21時までの開館時間で、資料は一応 出しておられるわけですけど、その中で例えば勤務時間が7.75とかというのはこれ何ですか ね。勤務時間7.75というのは。8時間15分の間違いとかじゃないんですかね。これ資料のこ とで申しわけないですけど。そこら辺についてもあわせてお願いします。11時までのは6時 間ですよね、勤務時間。9時までのは7.75時間っていうのは何なのか。8時間15分の間違い とかということではないんですよね。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

これは今職員の勤務時間でしておりまして、7時間45分を百分数であらわすとこういうふうになるということでございます。

〇20番(山田伊佐男君)

いや、7.75なんて勤務時間は大体あらわさないですよね。これは単なる間違いやなくて、 これは7.75ってやっぱりあらわすわけですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

このようにあらわしておりますけど。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

ありがとうございます。初めて見ましたので、すみません。私ども勤務時間大分いろんな 話はしてまいりましたけど、初めて。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

このもらった資料について、通常平日の場合は3名のスタッフで対応し、土日、祝日は4名のスタッフで対応されるわけですね。その中で、先ほど課長は駐車場からの送り迎えもするということを確かに言われました。そういったときに、その駐車場とあそこを結ぶ車のドライバーが必要ですね。それから、そういった装置も必要になるかと思います。お客さんが来ましたよといった、そういった問題とか、そういったことが考えられますので、この3名と4名のスタッフの係の内訳を教えていただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長(三根清和君)

お答えします。

まず、送迎関係になりますと、ここにちょっと書かれてるのが館長が1人隠れております

ので、送迎には館長を充てたいと思います。それで、3名の配置でございますけども、まず貸切湯ですね、これの対応に1名、フロントに2名、2階に1名と、計4名です。これが多分土日のときの対応は、この4名体制が必要になるかと思います。それから、平日が3名ですので、平日のときは2階の1名が不要ではないかと考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田口議員。

〇17番(田口好秋君)

そうなった場合、いわゆる送迎についてはどうされるのか。ここのところの人件費は入っているのか。そこのところもお尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

送迎については館長が行う予定にしておりますので、この表の中には出てまいりません。 以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

最後になると思いますが……(「まだまだ」と呼ぶ者あり)まだあるの。回数券の問題ですね。回数券の問題で、先ほど料金については元湯その他の入浴料金を参考にしたというような御答弁がございました。回数券については元湯の場合には13枚ついておるわけですね、13枚。結局、その古湯温泉の場合には11枚なんです。いろいろ先ほどから話を聞いておりますと、非常にその採算性の問題、その他財政的な問題、いろいろ論議がされておるわけですけれども、本当に11枚と13枚としたときには恐らく13枚のほうを選ぶだろうと思うわけです。だから、この11枚については早急に、12枚でもいいし、13枚にはならんでもいいでしょうけれども、12枚ぐらいまでは変更すべきじゃないかっていうふうに私は思うんですけど、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

しょっぱなからちょっと変更の話はちょっとしにくいわけですけど、11回分ですので1回 当たりにすると360円になりますので、これが1回ふえるとまたもっと安くなるということ になりますので、やはりこれは元湯さんとの料金比較もしたところでございますし、これも とりあえずちょっとこの11回でいかせていただいて、どういうふうな状況なのか様子を見て、 また改正すべき、枚数をふやしたほうがいいということであれば、そのときにまたお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

今、プレミアム商品券でも120%なんですね。だから、これ110%なんですよ。だから、その120%ぐらいは当然想定をしながら回数券も発行すべきだというふうに私は思いますので、ぜひそういう方向で検討していただきたいというふうに思いますし、恐らく11枚で回数券を発行されても、13枚のほうに行かれるんじゃないかっていうふうな懸念があるわけです。13枚のほうに行かれるっていうことになれば、当然その財政を追求する中でも、その11枚のほうに入ってこないっていうようなことがありますから、極力その対抗意識をあえて出す必要はないでしょうけれども、そういうことも財政的に考えれば、やはり12枚の回数券を売って、その中で何回入られるかわかりませんけれども、やはり売り込んでいったほうがいいというふうに私は思いますので、ぜひそこのところを検討していただきたいと思います。やりますと言えば、もう終わりますよ。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

暫時休憩を求めます。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩 午前11時52分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

ただいまの議員の御質問にお答えします。

現在のところ、条例の別表の中で入浴券につきましては11枚ということで回数券を指定しております。これにつきましては現在嬉野市内にございます他の公衆浴場の一般の平日の料金をこれを12回としますと下回るということで、そういった意味では公設の入場料が民間の平日の一般の方の入浴料を下回るというのはちょっと民業的な意味では圧迫をするんじゃないかと、そういったことも懸念がありますので、現在のところ11回でございますとそういっ

たこともございませんので、そういった値段的な配慮をして、現在の11回という回数券の枚数を決定しておりますので、しばらくはこういった考え方でいきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

しばらくは11回でいきたいということですね。恐らく私が思うのは、回数券を買われる方 はそう余計はいらっしゃらないと思うんですよ。ただ、そう余計はいらっしゃらない中で、 回数券の11枚と12枚っていうのは聞こえそのものがやはり11枚よりも12枚のほうがいい。私 はその金の問題じゃないっていうふうに理解をしておるんです。だから、金の問題は計算す れば、その1回当たり10円違うのか30円違うのか、その程度でしょうけど、やはりその12枚 と11枚っていうのは、そういったその聞こえの問題で非常に違ってくるということになるわ けです。今部長が言われた他の公設の云々っていうようなことを言われたわけですけれども、 それは武雄であったり、あるいはよその温泉地の公設のっていう意味だろうっていうふうに 思うわけですけどね。嬉野の中では、要するに大衆浴場っていうのは元湯だけが持っておる わけですから……(企画部長田代 勇君「いや、今言ったのは元湯さんのことを言った」と 呼ぶ) 元湯のことをおっしゃっているんですか。元湯よりも安くなるということをおっしゃ っているんですか。ああ、そうですか。安くなっても、幾らも変わりはないと思うんですね。 だから、私はさっき言ったように金額の問題よりもその聞こえの問題、要するに耳ざわりの 問題が11枚よりも12枚がいいんじゃないのということなんですから、ここも恐らく条例はこ のまま制定されるかわかりませんけれども、制定された後にはできるだけ早く修正をして、 やはり12枚のほうがいいというようなことをやられたほうがいいんじゃないかっていうふう に思います。そのようにならないと、ややもすれば、下手すれば、修正動議が出るかもわか りませんよ。だから、そういうふうにぜひお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

すみません、先ほど企画部長の説明をもう一回してほしいんですが、この開館時間の表のこと。さっきのでいけば、11時までやった場合は、11時にはもうそしたらお客さんを出すというふうにおっしゃってるんですよね。9時までの場合は、9時まで入場を認めますっておっしゃってるんですよね。それ間違いないですよね。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

おっしゃるとおり、11時の閉館は11時で閉めたいということで、一応10時半ぐらいで入場制限をかけるということで先ほど課長が申したとおりの説明でございます。ただ、9時につきましては9時まで入場を認めるということで、閉館はただいつまでもということではございませんけど、余裕を持って1時間の開業時間ということで、大体30分程度を想定はしておりますけど、閉館時間は一応9時ということですけど、9時まで入場を認めるということで予定をしております。(「ちょっとおかしかぞ」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

何かおかしかとですよ、それが。9時までは入場を認めますっていうのがね。開館時間は 9時までですよと言いようとに、9時まで入場を認めますよっていうのはおかしかと思うと ですよね。(企画部長田代 勇君「ちょっと休憩します」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午前11時58分 休憩午前11時59分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

すみません。ただいまの発言につきまして、この勤務時間と開館時間とはちょっと別に考えたほうがいいということで、今ちょっと課長の見解を求めましたところそういうことで、一応先ほど言われたようにおかしいということでありましたけど、9時で閉館という形で8時半ぐらいで入場制限をかけるということが本筋でございました。この勤務時間の後の1時間は清掃等の時間に充てるということで、この従業員の雇用の時間と開館時間とは区別をしてくれということでございましたので、そういうことでございます。

以上、訂正を申し上げます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

そやけん、そういうふうになると23時までの職員の勤務時間と9時までの勤務時間、これにまた差があるわけですよ。23時までの場合は23時の段階から残り30分を清掃に充てるとお

っしゃってるんですよ。9時の場合は、そしたら9時から1時間のこの清掃作業をとるとおっしゃってるわけですよ。だから、太田議員さんなんかが言われたように、30分の結局ここで極端に言うたら土曜、日曜なんて4人さんやけんが、2時間の差があるわけですよ。だから、ここは9時と23時のこの差、この表もおかしいんじゃないですかというところなんですよ。だから、先ほど太田議員さんが言われるには、結局ごまかすと言うとおかしかですけども、そのあたりはちょっと調整するためにこういうふうな表をつくったんじゃないですかっていうふうな言い方をされよるわけなんですよ。このままでいけば、逆に21時じゃなくて、これ22時でも私はいいんじゃないかなという気がしてくるわけです。今執行部側では21時という案で出してあるんだけども、これでいけば逆に22時にしとったっておかしくなかごとなっちゃなかですか、言い方を変えれば。そういうふうな取り方を私はするんですけどね。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

これ割り振りの関係でこのようにつくったんだと思います。21時30分で大体完全に終了しなきゃなりませんので、9時は2交代目ですね。これが始業時間がちょっとずれるということでなると思います。そういうことで御承知おきをいただきたいというふうに思います。以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

違う、違うっていうか、貸切湯のことについてお尋ねをしたいんですが。50分で2,000円ということなんですが、これが要するに人数の制限はないのか、貸切湯の。何名入ってもいいのか、50分。これはだから、要するに貸切湯のその浴場の使用料として2,000円をいただく、人数は関係ないという考え方なのか。それと、いわゆるその回数券をそれに充てることができるのか。その点お願いします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

まず、貸切湯の人数ですけど、想定は家族湯を想定しておりますので、家族の人数ぐらいと。10人入りたいと言われれば、入れないことはないんですけど、人数制限はございません。 それとあと、回数券で入れるかということですけど、回数券はあくまで大浴場の回数券ということでございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

ここを人数の制限あたりをしないと、若い人が例えばこれ400円払うよいかもそいぎ6人入るぎ、それが安すかたいというて、でしょ。6人でいけば400円ずつ払えば2,400円かかるわけです。これを貸切湯は2,000円でしょ。そうなると、やはりここで人数をある程度制限しとかないと、いろんなお客さんいらっしゃいますから、ある程度人数を制限しとかないと、そういうふうにして使われるお客さんもいらっしゃるかなと私は考えるわけです。冷やかし半分じゃないですけど、家族湯っていうても家族なのか他人同士なのか、そこら辺じゃ他人同士はだめですよっていうことはいかんわけでしょ。あくまでもその浴場を貸すわけだから。だから、そこら辺の対応っていいますか、いろんな多分お客さん来られると思いますので、ここら辺何らかの人数なり何なりをやはり決めとかないと、ややもすれば10人来られて貸切湯を貸してくださいと言われても、何もその中で決めてなければ問題が起こる可能性があるというふうに私は思いますけど。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

貸切湯については、そう広いスペースもとっておりませんので、大人でしたら4名までぐらいかなと思われますけど、人数を定めたほうがいいということであれば、それはまた別に定めていきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

いや、ぜひこれはそれなりの、もう少し協議をしてください。そうしないと、先にこういう条例を決めてからこがんと何も書いちゃれんたいの、そがんたって言われても、これどうしようもありませんので。とにかくお客さんっていうのはいろんなお客さんいらっしゃるっていうことだけをもう少し認識をしていただきたいというふうに私は思いますので。市長、いかがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

私も以前貸切湯を使っとったわけですけども、大体もう家族で使うというのが前提でした ので。しかしながら、議員御提案のことでもございますので、例えば5名なら5名とか、一 応の定員はつくったほうがいいんじゃないかと思いますので、これはもう検討させていただ きたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

〇19番(平野昭義君)

資料の2枚目の1枚の7時から21時のとこの時間ですね。私も変な案と思ったばってん、7.75分って書いてますですね。私はこれは日本的時計で言ったら7時間45分と訂正せんと、これ見て何かねえ60分が1時間でしょうが。そういう意味からすれば、7時間45分で訂正してください。

それからもう一ちょうは、先ほど館長が別におると申されましたけど、それではこの上の 人件費2枚とも計算してみて、何となく不透明ですかね、わかりにくかとね。そういう点で はもう少し資料を丁寧に。館長は幾ら幾らと、それから職員が何人おるとはっきりせんと、 この人件費の基本がいっちょんわからんわけですよ。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後0時7分 休憩午後0時7分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

きょうお渡しした資料については、時間が2時間変わった場合のそれに伴うどういう変化があるかということの資料でございます。館長っていうのは固定でございますので、ここで載せても載せなくても、もう増減については変わりないということで御承知おきをいただきたいと思います。

それから、指定管理者についてはもう先ほどから申し上げていますように、どういう状況 になるかわからないという面もございますので、当面ちょっと直営でさせていただいて、そ の後指定管理者に移行ということでお願いしたいと思います。

以上です。

〇企画部長(田代 勇君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

経営をされたことのない方はやっぱりこういうふうな一番初めにもっと数字をきちっとね。

例えば、早番の方が何人採用して、こういうふうになりますと、中番でこういうふうになりますと、あるいは遅番でこうなりますと。そして、そこにその館長は何人で、もちろん館長は1人でしょう、給料と、それから職員も、職員もただおっておるけど、これも給料ですから、ですから私は指定管理者にということを何回も言ってるわけ。そういうふうにぶらぶらしてあそこに行って、遊ぶごとしてもろうては困るけんが、本当にもう少ししっかりしてそういう数字を出してくださいと。そして、もう一遍この、きょうは恐らくこれはだめかわからんけんが、もう一遍再提出してください。

以上です。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 0 時10分 休憩午後 0 時12分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

ここで議案質疑の途中ですが……(6番副島孝裕君「田中議員の関連で」と呼ぶ)はい、 じゃあ副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

先ほど田中議員が貸切湯についてお話をされましたが、ずっとこの協議の中で武雄温泉を非常に参考にしたと言われてます。その点、武雄温泉の貸切湯は結構設定が高かとですね。それから、平日料金は割引がありますとか、それから開館も貸切湯は10時からします。朝の7時から貸切湯の使用があるのか、その辺もっと参考にして、もし先ほど答弁があったように貸切湯についても一考してみますというところがありましたので、その辺の検討も含めてしていただきたいと思いますが。

○議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

貸切湯については、時間割り、時間振りっていいますかね、そういうのがやっぱり必要になってくると思います。というのが、平日はそうないだろうと見込んでおりまして、また土日も恐らく午後からが多いんじゃないかということですね。そうなりますと、また従業員さんの割り振りも変わってまいりますので、その辺また別途いろいろ定めていきたいと思います。(12番太田重喜君「ちょっと、さっきから所管やけんて言われんやった部分について」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 0 時13分 休憩午後 0 時13分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

太田議員、どうぞ。

〇12番 (太田重喜君)

これは全協でその前いただいた資料なんですけど、どこを見たけんちゃ番台つくっとう、 私目の悪かけん、大抵眼鏡こやんこがんして見ようばってん、見えんとですよ、番台つくる 位置なかとですよ。番台設けんぎにゃ、休憩ばしてからまた入っていく人んとは、改めて出 入り口まで行くと。番台の位置なかやろうと思うて。どぎゃん見たけんちゃ。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 0 時14分 休憩午後 0 時14分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

じゃ、議案質疑の途中ですが、ここで午後1時15分まで休憩します。

午後 0 時15分 休憩午後 1 時15分 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑ありませんか。田中議員。

〇7番(田中政司君)

これは昨年制定をされました条例の一部を改正する条例ということでございますが、理由として定住人口の増加を図るため条例の一部を改正する必要があるというふうになっておるわけですが、要するに持ち家を取得した場合、土地と住居を取得した場合に、これでいきますと最高150万円になるわけですかね、をいただけるという条例なんですが、これをいわゆる改正をするに当たって、もう少し詳しくなぜこういうことを提案をされたのか、この提案理由の説明についてもう少し詳しく事例等がありましたら、そこら辺まで含めてこういうこ

とができなかったけどもというような、そこら辺を御説明をいただきたいというふうに思います。

〇議長(山口 要君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長(井上嘉徳君)

お答え申し上げます。

このたびの改正に当たりまして定住人口の増加を図るためということで提案しておりますが、今回この持ち家奨励金っていうのを出してるわけでございますが、当初の条例におきましては嬉野市外の市町村に要するに5年以上住んでおられる方がというようなことで限定した条例でございましたが、この持ち家奨励金の中に市内に居住している者が市内に定住することを目的として新たに住宅用地及び住宅等を取得し転居した場合と、次に5年未満市外に居住する者が市内に定住することを目的としてということで、この5年未満の方についても今回適用するような形で提案しているわけでございますが、実際5年未満の方が問い合わせをされたとかということが実際あっておりまして、なかなかここら辺の御説明をする中で御理解いただきにくい部分があったということで、こういったことで5年未満というのを追加するような形でお願いしている分でございます。

それとまた、市内に居住している方につきましては、いろいろな御意見の中で市内におられるアパート住まいの方が実際家を建てて定住を希望される場合もどうかっていうような御意見もありましたので、そういったのも当然対象にしたいということで今回お願いをしているようなことでございます。

ほかには、県内の企業誘致として誘致された企業に勤める方についての加算がございましたが、これを県内に加えて隣接する県外という形で、少しそこら辺につきましても拡大したというようなことでございます。

大体、以上が今回提案した中身でございます。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

例を挙げてちょっと言いますと、例えば私が家を建てると。市内に居住している者が市内に定住することを目的としてる。そして、市内に居住している者が市内に定住することを目的として、私がですよ、今上岩屋におります。第七、第八に土地を取得して、私が家を建てた場合も適用されるわけですか。

〇議長(山口 要君)

企画企業誘致課長。

〇企画企業誘致課長 (井上嘉徳君)

そういったことは当然適用されるものと思っております。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

これ市長にお尋ねをいたしますが、そうなればこの条例は過疎化推進条例もしくは核家族化推進条例という形になりませんか。例えば、嬉野の周辺に住んでおられる方、こういう方が新たにそこに家を建てようと。家が古くなったから家を建てようと考えておられると。そういったときに、もう息子夫婦は町に仕事に出てると。わざわざそういう、例えばここで言うと上岩屋とかそういういわゆる市外ですよね、市内地じゃなくて市外地に住んでる方がじゃあ条件のもっといいところへ家を建てれば、150万円の補助が出ると。仮に坪6万円あたりを60坪買うて360万円。そしたら、それを150万円もらえればよかわけです。ほいで、自分のところをじゃあ売って、今住んでいるところを仮に売ってすれば、自分の今住んでいるところに建てるよりも断然有利になるわけです。今非常にコミュニティとかなんとかやっておりますけれど、もう若い夫婦はこういうのがあれば、そいぎにゃ、もうそういうところよりも町さ行こうよ、お父さんという多分奥さん方からの声が私は非常に多くなるんじゃないかと。それを考えたら、この条例は過疎化推進条例もしくは核家族化推進条例という形になるんじゃないですかと。市長、お尋ねいたします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

そのような具体的な件については想定いたしておりませんで、私どもといたしましてはいわゆるその持ち家を推進するということについてこの制度をつくろうということでございます。議員御発言のような一部そういうふうな動きがあるかもわかりませんけども、これはしかし市外であろうと市内であろうと、そういう方が今度はそこでは鹿島に移ろうとか、武雄に移ろうとかというふうなことも考えられるわけでございますので、そういうことを考えられた場合につきましても、やはりこの嬉野市内にぜひとどまっていただきたいというふうなことを考えておるところでございまして、現在そのいろんな状況がございまして、もちろんその地域のいわゆる集落が崩壊しているということも考えますけども、しかしそういうこととこの持ち家制度っていうのは直接はリンクしないというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

いや、想定をしていないという、この条例でいけば想定されるわけですよ。そういうことは想定をしていないっていうことじゃなくて、そういう方が出てこられる可能性があるし、こういうのがあればぜひそういう制度を使ってと考えられる方がいらっしゃると私は思うんですよ。だから、そこら辺で想定をしていないというのは答弁としておかしいんじゃないですか。こういう条例をつくって持ち家を持たれる方に対して奨励をしますよと。しかし、じゃあそれが田舎から町に出てきて建てればこういう制度がありますよっていうふうになれば、私はこういう条例が出れば考えられる方がいらっしゃると。そこまで考えてこの条例をつくろうと思われたんですかっていうことなんです。これを考えてなかったっていうのはちょっと、つくればそういうことが出てくるんですよ、絶対出てきます。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

想定しておりませんでしたということではなくて、こういう制度、例えば150万円をつくることによって別のところにわざわざ転居しようとか、そういうことが引き金とはならないというふうに考えておるところでございまして、もろもろの事情があられて、当然そういうことは現実としては起こってくるかもわかりませんけども、そういう事情でなくて、私はもう現在の場合でも残念ながら地域を別のところに移されるという方は現実おられるわけでございますので、そういう方が市外に出られるよりも私は市内のほうにとどまっていただければというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番(山田伊佐男君)

田中議員と同じような話になるわけですけれども、先ほど田中議員が言われたのは上岩屋に今家を持ってて、そして第七、第八と言われたわけです。私の解釈は違うことを思ってたんです。例えば、アパートに住んでてとか借家であって、それで新規に新築されるという部分についてとか、そういう部分にその持ち家奨励金を払うのかなと思ってたら、今聞きよったら私の思ってるのと若干違うわけですね。例えば、今上不動に住んどると。その人が第七川のそばに用地を求めて新しく家を建てると。この部分についても、要するにこの持ち家奨励金を払うっていうことで、もう一回確認ですけどいいんですかね。となれば、かなりやっぱ過疎化の問題出てくると思うんです。そしたら、みんなもう町に下ったがいいやないかと。150万円出るならってなるわけですよ。私はあくまでもアパート住まいとか、そういう人が

新たに持ち家をつくると、新規に新しく初めてつくると、こういう部分については奨励金かなと思って、この制度についてはいいかなと思ったわけですよね。そこら辺についてもう一回確認ですけれども、お伺いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今山田議員がおっしゃったとおりでございまして、集合住宅等に入っておられる方という ことでございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

先ほど田中議員が言われたのは、違う視点で言われたと思うんですよ。上岩屋に家を持っとると。それを第七、八に新しく、もう古くなったんで、この際第七、第八区画の中に新しく建てようという例を挙げられて、それも該当すると思いますと言われたんで、私もあれちょっと違うんじゃないかなっていうことで意見を申し上げてるわけですね。そこら辺についてはっきりさせていただきたいと思いますけど。市長は、じゃあそれは該当しないと言われたんですよね。担当課長は該当になるっていうようなニュアンスで答えをされたもんですから。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 1 時26分 休憩午後 1 時26分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、今現在例えばある地区に家を持ってて、そのまま転居する ということについては冒頭申し上げましたように、その想定をしていないということでござ いまして、例えばあるところに家をお持ちの方が、それは子供さんが独立されて、次男坊さ んが別につくられるということについては該当するということでございます。

以上でございます。(20番山田伊佐男君「もう一回」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

先ほど担当課長が言われたのは、ニュアンスが若干違うようで、もう一回整理して御答弁 いただければと。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 1 時27分 休憩午後 1 時27分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

ちょっと説明が紛らわしいところがございまして、今度の条例の第2条の第2項のところに書いてありますように、新たに住宅用地及び住宅等を取得して転居ということがあくまで前提でございますので、これに該当する部分についてはこの持ち家制度の対象になるということでございます。

以上でございます。 (7番田中政司君「そいけん、課長の答弁が正解やろ」と呼ぶ) (20番山田伊佐男君「新たによ」と呼ぶ) 新たに、新たに土地を求めてと。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

今田中議員さんと山田議員さんがおっしゃっていらっしゃるのは、田中議員が自分名義の 今家を持っておられますよね、上岩屋に。田中議員さんが極端に言うたら、第七とか第八と かああいうところに自分名義の土地を買って、新たな家をつくってもこの条例でいけば適用 しますよねということをおっしゃってるんです。今山田議員さんの質問に対して市長は、そ の息子さんとかなんとかがいった場合は該当しますよと。でも、本人は該当しないようなこ とを市長はおっしゃってるんですよね。だから、そこが課長答弁と市長答弁が食い違ってま すよって言いようとです。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 1 時29分 休憩午後 1 時33分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

お答えします。

先ほどこの条文だけではなかなか理解しがたい点がございまして、一部議案のちょっと文言の挿入を考えております。と申し上げますのは、ここに持ち家奨励金のところで市内に居住している者で自己所有の土地及び住宅を持たない者というような形で、そこをきちんと区分けをしたいということで、自己所有の土地及び住宅を持っている方が新たにまた別んところに土地を求めて、また家を建てられたということについては、もうこれは対象外ということで、自己所有の土地がない、あるいは土地及び住宅を持ってない方が新たに土地及び住宅を求めて得られた場合のみに限定、そこの部分については限定をできるような表現にちょっと議案の訂正方を後ほどまた再提出をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

〇議長(山口 要君)

このことにつきましては、ただいま企画部長が答弁いたしましたように、この議案第78号 について後ほど文言の挿入ということで再提出をしていただくようにいたしたいと思います。 (7番田中政司君「ちょっとよかですか」と呼ぶ)田中議員。

〇7番(田中政司君)

大体わかったんですが、事例でじゃあいきますと、再度確認いたしますが、私が息子夫婦と同居をしてると。私の家で一緒に住んでると、2世帯。家は私の、土地も私の土地だと。 息子夫婦がじゃあ家を建てるとすれば、別に家も土地も持たないわけです。息子夫婦の名義で土地を買い、家を取得すれば出るということでよろしいわけですね。そういう考え方。

それともう一つは、私の土地、家に息子夫婦がおる。じゃあ、私の家を1回うっかんがんしてつくり直す。そのときに名義を土地も家も息子夫婦の名義に仮にすると。いや、仮じゃなくて、そこで名義変更をすると。じゃあ、自分の家を壊して家を建て直すときにも、例えば今まで持ってなかったわけですから、土地も家も。それを親からいわゆる贈与になるのか、どうなるのかわかりませんが、そこで新たに自分の土地と家が発生して家を建てるときも出るというふうにとらえておいていいですね。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 1 時36分 休憩午後 1 時38分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

お答えします。

まず、ここに書いておりますように転居した場合ということで、新たな土地あるいは住宅っていうことが原則でございます。だから、同じところに同じ建物に転居しないでそのまま引き続き住まわれるということについては、対象外というふうに判断いたします。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そしたら、これは核家族化推進条例っていうことでよろしいわけですね。

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

核家族化推進条例という目的ではございませんで、これはあくまで持ち家制度をですね、 現在アパート等にお住まいの方で住宅あるいは土地等をお持ちでない方を嬉野市に定住をし ていただくというような目的でございますので、趣旨についてはそういうことを私たちは想 定をしております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。議

案書1ページから7ページまでについての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案書7ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書8ページから20ページまで、歳入予算全部についての質疑を行います。 質疑ありませんか。織田菊男議員。

○9番(織田菊男君)

14ページ、教育費委託金で問題を抱える子供たちの自立支援事業っていうのは、これはどういうふうな事業ですか。また、対象人員は大体どのくらいの感じ。

〇議長(山口 要君)

出でいきましょうか、出のほうで。(9番織田菊男君「何ですか」と呼ぶ)出で。入りじゃなくて、歳出のほうで。(「歳出、歳出」と呼ぶ者あり)ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部についての質疑を終わります。

次に、事項別明細書、歳出21ページから28ページまで。第1款. 議会費及び第2款. 総務費についての質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

午前中に引き続き、古湯のほうでお尋ねをしたいんですが、22ページですね。企画費の中の報酬ということで今回嘱託職員、古湯館長補佐ということで上がっております。午前中の質疑の中で館長のお話であるとか出とったわけなんですが、人件費のことだからここで聞こうかなと思いまして午前中は聞かなかったわけですけども、結局ここに上がっている館長補佐っていう方はどういう役目になるのかと、午前中いただいたスタッフの人間の方、あれも嘱託職員さんですよね。あの方とのこういうふうな兼ね合いはどうなのか。

そして、午前中の答弁の中で雨が降った場合は館長が送迎をするようなことをおっしゃってたわけなんですが、そのことについても本当に館長は雨天のときの送迎をするのかどうなのか。仮に、本当にそういうことをやられるのであれば、雨季である6月、7月、そりゃ市職員が朝7時から、仮に議案どおりでいけば11時ですよね、11時までそりゃ運転手としてずっと張りついておかにゃならんわけですよ。市職員の職務はそういうことじゃないでしょ。私は一般質問のときに、雨天時の対応ということでそういう答弁が出たときも、何かおかしいことをおっしゃってるなという気がしたんですが、きょうも午前中の質疑の中では館長の役目の中にそういうことをおっしゃってるもんですから、ここには館長というものがございませんけども、この館長補佐まで含めたところで、この古湯の考え方というものをお聞かせ願いたいんですが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

今回予算でお願いしてるのか館長補佐ということで、先ほど午前中資料を配付した方々の 総括的なチーフ的な役割をしていただく方ということで考えております。雨の日の送迎です けども、雨天時でもう長期的に荒天が続くという場合は、それはもちろん館長だけでできる ものでもないし、そういう仕事をさせるべきじゃないという御発言でございますので、その 場合は少し考える必要があると思います。通常は雨が降ってきた場合の送迎ということで考 えておりましたので、午前中の答弁では館長で対応ということで発言をしたところでござい ます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

そのチーフとして置くというのは大体趣旨的にわかるんですが、嘱託職員さんは勤務時間 決まってますよね。そうなったときに、館長とこの館長補佐っていう方々がその勤務時間に よって重複しないところは、結局館長は館長1人がおって、嘱託職員さんの皆さんの統括を すると。市職員が仮に5時までですよね、言い方を変えれば。5時以降については、今度は 嘱託のこの副館長さんという人が館長的な役目を持って、そういうふうな施設管理からいろ んなチーフとして動くというふうな形を考えていらっしゃるのか、そのあたりの考え方だと 思うんです。その館長とか館長補佐というのが、統括的と考えていらっしゃると思うんです けども、実質的にどういう仕事をされるんでしょうか。ちょっと私見えないところがあるん ですよね。

それから、私としては送迎というお話が出てるんですが、もう基本的にはそれはもう頭からなくされたほうがいいと思うんです。逆に、それにこだわってしまえば、職員さんの本当の職務ができないと思うんです。市職員の職務と送迎っていうのは、全く別物でありますし、やはり雨天時の送迎っていう発想そのものがちょっと私としてはもう考えられないなあという気がするもんですから、そのあたりについては再度御検討をいただいて、送迎とかについてはですよ、十分考えられて結論を出していただきたいと思います。送迎についてはですね。まあ、前段の部分について。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

まず、館長ですけど、これはもう市の職員をちょっと充てたいというふうに思います。どれくらいのレベルの者になるかわかりませんけども。ただ、館長としてついても恐らく素人の者ですので、やはりきちんとしたこの経営、管理運営面までいろんな知識がある方を1人やっぱり雇う必要があるということで、その方が館長補佐という形、言ったら従業員さんをまとめていただく役割を担っていただくということでお願いしたいと思っております。館長の役目といたしましては、全体的な把握もですけど、非常に労務管理が大変でございますので、その辺の労務管理が主なものになるかと思います。それとあと、お客様の苦情対応ですね。そういうものに館長の役割は充てたいというふうには考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

なかなか難しい選択になるとは思うんです。今課長がおっしゃっている意味も十分わかり ます。でも、やっぱりボイラーがありますよね。やっぱり電気設備がありますよね。昼間の 時間であれば、割といろんな業者さんの連絡がついて、ある程度の対応ができるでしょうけ ども、お客様がいる以上はやっぱり一分でも二分でも早く対応をしていかなければならない ということになれば、ボイラー関係を熟知している方、そして電気関係でもし障害があった 場合電気関係でも対応できる方とか、やはりそういう専門的な知識を持っている方っていう 人も絶対必要ですよね。その方がいないと、こういうふうな施設関係の運営はできないわけ ですよね。だから、そういう知識も持った方というふうな方で、この補佐っていう方を考え ていらっしゃるのか。それはもう全く別ですよと。別の方が7人ぐらいいらっしゃいますよ ね、嘱託で。そういう中に結局そういうボイラー関係とか電気関係のある程度専門の知識を 持たれる方を雇っていくんですよっていうお考えなのか、そのあたりをもう一回再度御確認 をしたいのと、ちょっとまた送迎について尋ねろということですが、そいぎ送迎をするとな ると、車がまた必要になりますよね。車もそしたら新たに購入を、今のところでいけばされ るつもりでいらっしゃるのか。そうなると、かなり無駄な出費もまた出てくるんじゃないか なと。言い方をすれば、雨天時だけですんでね。雨が降っていないときには、極端に言うた ら要らないわけですよね。だから、それ集中管理車の中で使いましょうっていうお話をされ るのかわかりませんが、そいぎ集中管理車の中で全部が使ってしまっとったら、その雨天時 の送迎なんてまずできないわけなんですけども、そのあたりをちょっと含めて御答弁をお願 いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

まず、送迎の車でございますが、これはお見込みのとおり集中管理車をちょっと見込んでおります。今大型車が結構支所にはありますので、それをちょっとあいてる分があるということで、それを見込むということでしております。

それとまた、専門的な知識のお話ございました。電気関係ですね、設備関係ございますけども、これはちょっと委託料のほうでまた別の人員配置を考えておりますので。 以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。(11番神近勝彦君「もう3回やったんやね」と呼ぶ)山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

まず、資料の中で午前中に渡されましたよね、嘱託チーフ、全般的に見る人もこの資料の中に載せてあるわけですけれども、この方とそのいわゆる古湯館長補佐って全く違う人物というふうに見とっていいのかですね、そこら辺。

それともう一つは、神近議員が言われたようにいわゆる国家資格ボイラーとか、あるいは 危険物取り扱い、甲乙ありますけど、そういうのが必要なのかどうか、そこら辺も含めて。

それと、将来的には指定管理者制度を設けると、1年なのか、2年なのか、3年なのか知りませんけど。その場合に、この人たち嘱託職員十四、五人になるんですか、合わせて。この人たちの扱いについては考えておられるのか。その一つの要件として指定管理者を公募されますよね。指定管理者が公募したのが決まると、そういうそのこの嘱託の人、今これから雇う、この人たちの取り扱いについて、処遇についてはどのように考えておられるのか、そこら辺も含めて古湯のいわゆる館長補佐もそうですよね。この嘱託というのは最終的に確認ですけど、何年契約でしょうか。そこら辺も含めて御答弁いただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

まず、嘱託員さんの採用期間です。ここにも書いてますように、人事院規則の中では常勤職員の4分の3以内の勤務ということで一応30時間ということになりまして、これができるのが最長3年ということになります。できれば、4年目からは指定管理者のほうに移行していただいて、できればこの方たちをそのままスライドさせて雇っていただければというふうに思っております。

それから…… (20番山田伊佐男君「チーフと、資料では嘱託チーフっていうのもあります よね。館長補佐っていうのは全く違う人物と見とっていいんですか」と呼ぶ) あ、館長補佐 はチーフのことでございます。 (20番山田伊佐男君「あ、嘱託チーフのことね」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

その嘱託チーフですよね、月額12万6,000円ということでかなり業務的にはいろんなもの出てくると思いますけれども、この月額報酬についてやっぱりこのぐらい、えらい低い額で高卒の初任給以下をそういう館長補佐に報酬として決めておられるって理解していいのかですね。

それと、先ほど言いましたように国家試験について何と何を持ってる人がこの古湯をする に当たって必要なのか、そこら辺も含めて再度御答弁をお願いします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

チーフについては、少しやはり給料の差別化を図る必要があると思います。資格ですけど、 今のところボイラーが電気式でございますので、資格は必要じゃないと思います。あとはメ ンテのほうで言いましたように、委託料のほうである程度定期的なメンテをお願いするよう になると思いますので、特に特段資格が必要な方は要らないと思っておりますけど。 以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

この47万6,000円ですよね、古湯館長補佐。これ12万6,000円の単純な話、何カ月分か。そこだけと、それと例えばおおむねその3年をめどとして指定管理者制度にしたいということで、確認なんですけど、よっぽど勤務成績が悪い人以外については指定管理者制度になったとしても、引き続き雇用をしていくということで確認はしとってよろしゅうございますか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

うちのほう、ちょっと保育所の事例もございますので、その事例に沿ってぜひ雇っていた だけるような協定内容にしていきたいとは考えております。

以上です。(20番山田伊佐男君「47万円。12万6,000円の何カ月分ですかって。47万6,000円」と呼ぶ)予算で要求してるのは、ちょっとこれ少し高目の設定をしております。12万6,000円じゃなくて15万8,400円の3カ月分ということで、これ計算をしております。(20番山田伊佐男君「そいぎ、12万6,000円は間違いっていうことで。どっちかやね、チーフと……」と呼ぶ)12万6,000円は一般の方という。(20番山田伊佐男君「いやいや、もう

一回暫時休憩してもろうたらええですけど、嘱託……」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 1 時56分 休憩午後 1 時58分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

12万6,000円は通常の方の月給ということで、これは9時までと23時までで計算した、基礎的な給与月額という、給料ということで見ていただきたいと思いますけど、チーフについては少し高目の設定ということで、15万8,400円で今回予算要求をしているところです。 (20番山田伊佐男君「もう一回、最後もう」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

○20番(山田伊佐男君)

課長、ちょっと午前中で頭こんがっておられるかわかりませんけど、先ほどの質問は古湯の館長補佐は、この資料で言えば嘱託チーフと一緒ですかと言ったら、はいそうですと言われたもんで、そうなるとその給料の報酬の額が違うんで、ちょっと質問したわけですよ。先ほどそういう答弁をされたんで。館長補佐と、じゃあ嘱託チーフというのは違うということで今度はもう理解していいんですか。先ほどは一緒と言われたんですよ。そうなると、月額が嘱託チーフは12万6,000円ですので、館長補佐は47万6,000円ですので、何カ月分の計上をされてるんですかとお聞きしたわけです。そしたら、15万8,000円で多目に見てますと言われたけども、最終的な結論として、いわゆるその館長補佐と嘱託チーフは別の人ということで理解していいでしょうか、そうなると。最初の答弁は一緒って言われたんです。館長補佐と嘱託チーフは。だから、その報酬額が違うなと、何カ月分ですかってお聞きしたんです。違うんなら違うで、もうそれだけで。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

館長は職員ですね、うちの正職員。 (20番山田伊佐男君「館長補佐」と呼ぶ) 館長は正職員です。 (20番山田伊佐男君「いや、課長」と呼ぶ) 館長補佐は、館長を補佐していただく方は嘱託員さんのチーフの方です。 (20番山田伊佐男君「だから、ここの資料に嘱託のチーフって出てますよね。月額12万6,000円払いますというその資料が。そうなると、12万

6,000円掛け何カ月分でしょうかと、47万6,000円計上してあったんで言ったんですよ。だから、金額が合わない」と呼ぶ)12万6,000円はチーフの方の賃金じゃなくて、一般の方の嘱託の方の賃金ですので。(20番山田伊佐男君「暫時休憩」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後2時 休憩午後2時1分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

すみません。これ算定したときのちょっと単価が間違っております。午前中差し上げましたチーフの12万6,000円というのが正当な額で、予算で要求しているのは15万8,400円でしておりますけども、これはあくまで12万6,000円の3カ月分相当額ということになります。(20番山田伊佐男君「それ違うけん、言いよる。よかです、はい。そのようにもう拡大解釈しときます。そうすると、37万円にしかならんとさ、そうなれば。そやけん、8万円か9万円か違う。37万8,000円にしかにならん。やけんが、10万円ばかり合わんけん」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

ちょっと数字的な、予算とこの資料との数字が若干誤差がございまして、これは改めて資料を出すときに修正をいたしますけど、先ほど申し上げましたように15万8,000円で嘱託チーフということで、あとその他の職員についてもまたこの資料の数字とは若干違いますので、これについては資料の訂正を後ほど御提出をしたいと思います。よろしくお願いいたします。(20番山田伊佐男君「わかりました」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

もうちょっと課長が午前中からずっとですので、パニくられてるので申しわけないんです けども、1点だけ確認をさせてください。

23ページの委託料、この電気保安業務なんです。先ほどから私一番心配しているのは、先ほど答弁がされたように、定期的なメンテナンスの契約っていうのはここの電気保安業務ということでされてると思うんですよね。この1万3,000円については、あくまでも3月なら

3月分だけの多分契約だろうという気がするわけです。多分、3月のときには新年度予算の中で1年間なら1年間の電気保安業務の分が出るとは思うんですけども、先ほど質問したときにもし何かトラブルがあったときの結局修理とか改善なんかは、この保安業務を締結したところが常に修理としてすぐ来られるのかどうかっていう御確認と、多分今のボイラーが電気だというふうに先ほどおっしゃったので、通常の保安業務とは違って、そのメーカーさんの関連のところじゃないと、多分いろんなところができないような気がするわけです、ある程度特定のところじゃなかったら。そうなると、多分今度保安業務の中でももうある程度そのメーカーさん決まってると思うんですよね、多分。だから、そのあたりがどこなのか。仮に、九電工さんなら九電工さんとするじゃないですか。そいぎ、何かトラブルのあったとき、九電工から来られるのか。言い方を変えれば、武雄の九電工さんなら、結局武雄から嬉野まで来るとに最低でも15分から20分かかりますよね、言い方を変えれば。その間、極端に言うたらボイラーがもうとまった状態で、結局営業的にどうしようもないっていうふうな状況があるんですけども、そういうふうなときの対応というのも考えられてのこの保安業務の今後の締結なのかなと思いまして。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

まず、この電気ボイラーですけど、節湯という意味も含めまして夜間の深夜電力で使う場合ですので、10時以降朝5時までですかね、この分をその電気ボイラーで保温していくというふうにしています。これがもし何かの原因でストップした場合、今度は源湯のほうを引いて、源湯でその温度を調整していくということになりますので、修理の間は源湯をずっと継ぎ足して温度は調整できるかと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

ということは、配管、いろんな専門的になってちょっと私もわからんとばってんが、それなら浴槽に行く配管がありますよね。そいぎ、そしたら2系統あると考えとっていいわけですか。そいけん、ボイラーに行くやつと、緊急時のときにはもう真っすぐその源泉を浴槽につなげるようにバルブか何かあって、そこで分けると。その温度についてはそのバルブ調整によって、水量によって、湯量によって温度をある程度調整をしていくっていうふうな考え方でいいわけですね。間違いないですね。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

はい、そのように考えてもらっていいと思います。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(11番神近勝彦君「あ、だれがここを契約するのかば聞いとらん。どこに」と呼ぶ)古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

この予算がないとちょっと契約できませんので、今回お願いしてるわけでして、この予算 が御承認いただければ、その後の契約ということになると思います。

以上です。(11番神近勝彦君「え、ちょっとすみません」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

そしたら、すみませんね、もう一回確認しますが、その電気ボイラーっていうのは特殊な やつじゃないんですね。結局、電気関係の詳しい会社であれば、だれでもその点検できるわ けですよね、そしたら。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

ちょっと私も詳しくわからないんですけども、多分電気保安協会かどっかで見れるかとは 思います。 (11番神近勝彦君「え、保安協会はそんなことせん」と呼ぶ) そうですか。 (11番神近勝彦君「保安協会はそんなことせん」と呼ぶ) ろ過装置でございますので、ろ過 と加温装置でございますので、そういう資格があるところの方にお願いするということにな ると思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

23ページのこの源泉ということで、26万9,000円の根拠。それをお願いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長(三根清和君)

お答えします。

これは引き渡し後に係ります、試運転に係る源泉の使用料でございます。 (13番山口榮一

君「試運転に係る」と呼ぶ)はい。一応3月には引き渡しがあると思いますので、その後の 運転ですね。試運転に係る分でございます。

〇議長(山口 要君)

山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

試運転に係るということでございますが、大体およそどれぐらいのトン数を考えておられるのか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

これはあれですかね、毎月じゃなくて。大体800トンぐらいを見込んでおります。 以上です。(13番山口榮一君「ちょっとよかですか」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

源泉はどれから持ってくるのか、配管がしてあると思いますけど。前の温泉センターの源泉ですか。どれからですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

源泉は温泉センターの源泉ではございません。(13番山口榮一君「ああ、そうですか。どっからかはっきり言ってくださいよ」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後2時13分 休憩

午後2時14分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

源泉につきましては以前からお答えしておりますように、いわゆる旅館が持っておられま した源泉を私どものほうが契約してから配湯をさせていただいて、そっから購入するという ことでございます。 以上でございます。(「委員会の説明と違うよ。委員長、覚えとろうだい」と呼ぶ者あり)

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後2時15分 休憩午後2時15分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

以前、清流旅館を経営しておられました船津さんという方がおられますけども、その方が 温泉を使っておられませんので、その温泉を私どものほうが契約をさせていただいて、そこ から配管をして私どものほうで使用させていただくということでございます。(「ちょっと そういう違うが、委員会での説明と。何しよったと、委員会のときは」「暫時休憩」「ちょっと かと休憩、休憩」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

午後2時15分 休憩午後2時17分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

すみません、再度御発言しますけども、現在清流さんは別の旅館を経営しておられますので、以前清流さんで使っておられました源湯がいわゆる使用されておりませんでしたので、私どもが持ち主の方に御相談を申し上げまして、快く御了解をいただいたということで、そこから私どものほうが、秋月議員さんにもお答えしましたけども、配湯をさせていただいて、私どもが温泉を購入するということでございます。

以上でございます。(11番神近勝彦君「関連」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

わかりました。そしたら、今その近くまで、今現在の公衆浴場の近くまで、そしたら配管が来ていると考えてよろしいんですかね。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

配管は途中までは来ておりましたけども、途中までというか以前のあの近くというか、何ていいますか、清流さんの近くまでは来ておりましたけども、古くなっておりますので、私どものほうで新しく管を入れかえて、そして古湯のほうに引いていくということでございまして、今仕事を整理しながらやっておるというところでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

神沂議員。

〇11番(神近勝彦君)

一般質問でもそういうふうな御答弁をされとったわけですよね。ですから、そのとき聞いとって、そんなら配管をやるにしても、工事費そのものが見えてなかったもんですから。そいけん、極端に言ったら10メーター程度なのかなっていうふうな感じを一般質問の答弁の中で聞いとったわけです。今のを聞けば、結構まだ遠いんだというふうな形をとるわけなんですけども、結構300メーター近くありますよね。今の駐車場まででも約300メーターと言われますから、約300メーターはあるわけなんですけども、その間のそしたら配管の工事費というものは今までここの中には出てきてなかったわけなんですが、そのあたりについてはどういうふうになってるんですかね、担当課のほうでは。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えします。

これは古湯温泉の附帯工事という形で合併特例債の事業費の中で別工事で発注するという ことになると思います。(11番神近勝彦君「別工事で発注する」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

でも、もう3月、まだ発注はされてないんですよね。(古湯温泉課長三根清和君「いや、もうしてます」と呼ぶ)あ、もうしてます。そしたら結構ですけども、もしされるのであればもう3月の試運転目の前になっとるのに、まだしてなかったらちょっとおかしいかなと思ったもんですから。そしたら、もう結構です。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

それでは、先ほど山口榮一議員さんのお尋ねにお答えしたいと思いますけども、秋月議員さんにお答えしましたけども、やはり最高に使っても、1日30トンも使わないというふうにお話をしとったんですけども、この予算組みをいたしておりますのは、引き渡しを受けてからですね。そして、試運転をずっとするわけでございまして、試運転ではほとんどもう流し放しでためたり流したりするわけでございますので、その分の費用を一応予算を組んでおるということでございまして、何回か流し込みをいたしまして、今課長申し上げましたように、大体800トンぐらいはその期間中に使うのかなというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

1トン当たり幾らぐらいなのかですけど。

それからあと、ここの中で券売機ってありますけど、これは入館券の発行ですか。食券販売のほうはまだ書いてないわけですかね。

それと、先ほどの回数券もこれで買えるわけですかね。入館券っていうか、この券売機で。 あとちょっと、どんなですかね、駐車場の話も出たんですけど、そこまでいいですか、お 尋ねして。駐輪場はもうちゃんと用意してあるのかですね。近くの人は自転車とか多いでしょうから。駐輪場とかも設けてあったりとか。

〇議長(山口 要君)

3問だけもうとりあえずいきます。古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

トン当たりの料金ですけど、320円で今回御相談できております。

それから、券売機のリースも今回お願いしておりますけど、これも試運転関係があるということで予算をお願いしております。この券売機の中には入浴のチケットですね、これは回数券もこれで販売するようになります。それから、出前のそういうのもこの券で。それから、タオル代とかすべて物と引きかえるときはこの券で引きかえるということで、現金は取り扱わないようなシステムにしたいというふうに考えております。 (4番秋月留美子君「駐車場」と呼ぶ) 駐輪場はちょっと今別に考えておりませんけど、ちょうど玄関から右のほうのスペースが大分とれますので、駐輪場はそこにできるかと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

そしたら、食券については今のところはちょっと何軒かあるっていうことですけど、あとこれから先何カ月かあるから、ぜひまたお願いしたいというところがあったら、それがまた後で参入できるのかですけど。まだいいですか、ほかにも。

それから、そしたら障害者の方の自動車が横づけできるとかですね。それから、私が一般質問で電気式自動車を考えてるというふうなことだったし、今神近議員さんのときのお答えでは雨の日だけみたいな送迎でしたけど、普通の日はもうしないっていうふうなことにもう決めてあるのかですよね。それはもうお金は要るのか要らないのかですけど、その辺でお願い、あ、もう一つ、それから駐車場ですけど、駐車場は最初の2時間が100円ですよね、あそこは。だから、入った場合にもうそこで1日それが無料っていうことは1日使えるのかですよね。それとあと、その駐車場が恐らく満杯になることって余りないと思うんですけど、万が一満杯になった場合に、ほかの駐車場、もとの小学校のところとか無料で使えるとかですけど、そういうところまで考えてあるかですけど、お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

まず、障害者の方の駐車場ですけど、先ほど言いましたように玄関の右のほうが少しスペースあきますので、あそこにスペースをとりたいと思います。

それから、送迎ですけど、今のところ雨天か荒れた日が考えられますけど、これをそれ以外にもやるということになれば、何か別の手だてで考える必要があるかと思います。

それから、駐車料については2時間100円ですので、2時間あれば大体おふろ入って、お 食事とっていただいて帰られる時間はとれると思いますので、その分までは無料にしたいと いうふうに思います。

これいっぱいになった場合ですけど、恐らく体育館の横の駐車場を利用して来られる方いらっしゃるかどうかちょっとわからないんですけど、もしそういう方がいらっしゃったら、 そちらのほうもやっぱり無料として考えなくちゃいけないようになるかなとは考えておりますけども。

以上です。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

その何かやり方っていうか、今2時間までは100円っていうか、そのときどういうふうな 感じで出されるのかだけど、あと無料券っていうかどんな、古湯のほうで渡すわけですかね。 ああ、そういうことですね。

〇議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

総務管理費の中の委託料ですね。その中の13委託料の18万8,000円のうちの13万7,000円の 中央公園周辺整備事業ですね。中央公園のその内容はどういうところをどういうふうにする んですかね。よろしくお願いします。

〇議長(山口 要君)

支所総務課長。

〇総務課長(支所)(坂本健二君)

お答えいたします。

委託料の中央公園駐車場整備事業でございますが、御承知のとおり中央公園の駐車場が職員駐車場とも兼ねておりまして、一部手狭になっておりますので、駐車場の全体の見直しをしたいということで、ちょっとプロに見てもらおうかということで委託料を組んでおります。以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

たまたまあそこは朝老人の方あたりがよくグラウンドゴルフをされておりますけど、今のお話では狭いから、いわゆる整備をし直すと。私は体育館問題で委員会の方から聞きましたけど、場所は決定したと、あそこに、委員会でですね。ですから、そういうふうなことを含めての何か整備かなと思って聞いております。

〇議長(山口 要君)

支所総務課長。

〇総務課長(支所)(坂本健二君)

その辺につきまして私の範疇には残念ながら入っておりませんが、今現在の駐車場を見た場合でも、もう少し広げるべき余地がないものか、河川敷とかいろいろございますけども、そういうところまで総合的に見て見直すということで、まだ議員おっしゃる分についてまでは私は考慮しておりません。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

あそこは大体1町3反中央公園のほうの今のグラウンドありますですよね。そいぎ、そこ

の奥のほうにずっと八幡川から流れて来たところの方面には私の目測ですけど、約3反ぐらいは草ぼうぼうで、いつもシルバーの方が1年に一遍ぐらい払っておられると。そういうことですから、土木事務所はあそこは河川敷ですから、社屋とか建物はできませんけど、駐車場はもう思い切って使ってくださいというようなことですから、たまたま体育館の問題もあって、そういうふうなことで業者に頼まれたかなあと私思って今質問したわけですよ。ということは、いずれはそういうふうなことになっていくと思いますけど、そいぎもしこの13万7,000円で大体具体的にはどういうふうなその設計を頼まれるわけですか。具体的にその駐車場、今大体あるとに、また別に泥を取るとか、あるいは先に入れるとかいろいろありましょうけど、具体的にどういうふうなことですか。

〇議長(山口 要君)

支所総務課長。

〇総務課長(支所)(坂本健二君)

ただいまおっしゃいましたように、議員さん言っておられる今一部遊具等を置いてしているあの辺のまず拡張ですね。それから、ちょっと一部植木もいたしておりますけど、その辺とこちらのほうに戻りまして、駐車可能かということになりますと、河川敷ですか。河川敷になりますと、もうちょっと大規模な考慮になりますけども、その辺を具体的には今言われた3反の部分と、それと河川敷も一部見てもらおうかなとは思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

〇6番(副島孝裕君)

24ページ、23節. 償還金のところで過誤納金還付金が220万円ありますが、この内容と、 それから財源内訳の国県支出金の100万円、一般財源の120万円ということでありますが、こ の辺の説明をお願いします。

〇議長(山口 要君)

支所市民税務課長。

〇市民税務課長(支所)(小野彰一君)

このたびお願いしております過誤納還付金の内訳でございます。法人税のほうに156万3,000円、市民税、いわゆる住民税でございますけども、そちらのほうに63万7,000円を予定をしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時32分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

財政課長。

〇財政課長 (徳永賢治君)

お答えをいたします。

ここで賦課徴収費に国庫支出金100万円ということでございます。これは徴収用の公用車を購入をいたしておりますが、その際経済危機対策事業、この分をこの財源に充てております。ですから、この過誤納金還付金の財源ということではございません。あくまでも賦課徴収費の財源補正というふうになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。(6番副島孝裕君「はい、よかです」と呼ぶ)ほかに質疑ありませんか。神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

23ページの防災諸費の中で全国瞬時警報システム事業なんですが、これもう一回詳しく教えていただきたいのと、これは本庁だけだったのか。というのは、以前の一般質問等でもお聞きしたわけですけども、やはり本庁がどうしても使えない状況になることがあったときに、災害対策本部を支所にということで、一応した経緯があるわけですよね。そのときの答弁でも、市長はそういう状況が発生した場合は総合支所のほうに災害対策本部を持っていこうというふうなこともおっしゃってたわけなんです。そのあたりも含めてちょっと内容と、そのあたりまで御説明をいただければと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (中島直宏君)

お答えします。

今回の全国瞬時警報システム整備事業につきましては、国の経済危機対策に基づきまして 平成21年度の補正予算ということで、防災情報通信整備事業交付金ということで新たに新設 をされております。そこで、この金額につきましては国費によりまして全国一斉に整備をす ることになっております。そのようなことで、歳入のほうでも同額の計上をさせていただい ております。

内容につきましては、衛星放送と市町村の防災行政無線等を利用いたしまして、津波とか 大規模災害等が発生しましたときに、あるいは武力抗争等が発生した場合に、緊急情報を住 民に瞬時に伝達をするというようなシステムでございます。津波や武力抗争の緊急事態の発 生がありました場合は、気象庁のほうから地方公共団体のほうへ配信がされます。それを受けまして、市町村において防災行政無線等が自動的に起動いたしまして、サイレン吹鳴とか、あるいは音声での放送がされるというふうなことで、住民への連絡がされるというふうなシステムでございます。これにつきましては、今回国のほうから交付を受けるものですので、今まであったそのシステムとはちょっと若干違うようなシステムになっております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

ちょっとなかなか理解ができなくて申しわけない。ということは、向こうがこのシステムを入れれば、塩田地区は防災の無線もありますよね。屋外のスピーカーもありますよね。そこに極端に言うたら、全部連結ができるようになるというふうに考えていいわけですよね。そいぎ、嬉野地区においては防災無線はほとんどないわけですよね。そして、嬉野地区においてはこのシステムについてはどういうふうな中で活用ができるんですかね。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁)(中島直宏君)

お答えします。

今回のシステムの整備事業につきましては、嬉野町では対応は今のところはできない状況でございます。先ほど議員がおっしゃられましたように、塩田地区の防災行政無線のほうに受信がされまして、放送あるいはサイレン吹鳴等が行われます。ですから、今の段階ですと、それを受けて嬉野の支所のほうに連絡をいたして、そちらのほうでサイレン吹鳴等を行うというふうなことになりますので、今後その受けるようになるためには、その整備がまたさらに必要になるかと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

それでは、市長にお尋ねをしたいんですが、今の課長の答弁でいくと嬉野町のほうには一 応本庁にそういうふうな瞬時のシステムによって来ると、伝達されると。嬉野地区には極端 に言うたら、本庁から結局支所のほうに向かって連絡をされて、それから各地域のほうに連 絡が行くような状況じゃないのかなという気がするわけですよね。言い方を変えれば、夜間 ですよね。深夜、極端に言うたら、ここは守衛さん1人がいらっしゃるわけです。嬉野のほ うにも守衛さんが1人いらっしゃるわけです。そういうところでは、こちらのほうから守衛 さんのほうに行って、守衛さんからそういう消防署とかなんとか警察にも含めても、そうい うふうな連絡体制網っていうのは、このシステムをすることによって、嬉野は嬉野なりに対 応はできるっていう体制はつくられるんですよね。そのあたりについてはいかがなんですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今課長が申し上げましたように、残念ながら同時に通報するということにはなっておりませんので、現在の火災、水害等もそうでございますけども、やはり私どものシステムの中でしか今のところ伝達ができないということでございまして、できるだけ早くこの整備は行いたいなとは思っておりますが、数年間は今のような形で、この本庁から支所のほうに連絡をして、支所から私どもの警備体制がありますので、そういうその体制網に従って連絡をするというふうになっております。ただ、防災無線等も完備はいたしておりませんので、そこら辺については今の消防団の通報システムとか、そういうことにやはり頼らざるを得ませんので、できるだけ早目に整備できたらと思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで第2款、総務費までの質疑を終わります。

次に、歳出29ページから35ページまで、第3款.民生費から第5款.労働費までについて の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで第5款、労働費までの質疑を終わります。

次に、歳出36ページから44ページまで、第6款.農林水産業費から第8款.土木費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

39ページの観光関係ですけど、39ページの19節. 負担金補助。補助金で観光客誘致促進緊急対策事業が1,000万円補助金として計上されておりますが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

この事業の主なものについては、嬉野温泉美力アップキャンペーンっていうその事業なん ですけども、いわゆる嬉野温泉は美肌の湯というその美と魅力をかけて美しい力で美力アッ プキャンペーンっていうようなことでのキャンペーンをしようということにしておりますけ ども、この分についてスタンプラリー形式で嬉野に泊まっていただいた方とか、市内の施設 を回ってもらってというような、そういうような形でスタンプラリー的な感じでしまして、 中には例えば嬉野で食事をしていただいた方もその飲食店からポイントを1つというような ことで、3点とか4点とかそのポイントをとって、最大特賞という部分での賞品代としては アメリカのディズニーランドへの招待とか、いわゆる目玉的なものを入れまして、この賞品 代、その賞品としてはいわゆる嬉野の地場産品、お茶とか焼き物とかそういうものを含めて 賞品として活用しようということと、その中にまた広告宣伝費ということで情報誌とか新聞 広告とか含めたその金額が約700万円程度ですね。それと、一般質問の中でも外国からのお 客さんということでの質問があっておりますけども、例えば韓国あたりも10月においてはあ る程度前年度よりもふえてるっていうことを申し上げましたけど、そういうふうな韓国等含 めて外国人客の誘致にもしようということで、それでその150万円程度しておりますので、 1,000万円のうちに八百数十万円はその2つということで、あとはまた細かいところは観光 協会ということで主体になりますけども、連携をしながら事業を進めるということで、一応 この1,000万円の事業費を活用したいということで出しております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

そうすると、その参加対象者ですね。というのは、宿泊者っていうことですか。それとも、 市民あるいは国民すべてがっていうことになるわけですか。どういう形でその参加者を募集 されるのかわかりませんが、その募集をするのはあくまでもその観光協会がやるのか、それ とも行政がやるのか。それはどっちですかね。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

嬉野においては宿泊の方も今のところ少なくなっている状況でありますけども、その宿泊 客の誘致の部分、また市内の施設等においてはまた観光客の方にも来ていただくというよう なことも含めて、嬉野と塩田両方、両町連携したこの施策ということで、その特賞とかにつ いてはお泊まりいただいた方は対象ということになりますけども、あとのスタンプラリー関 係での施設でのポイントをもらわれた方については、その特賞とかの対象にならないけども っていうことでの振り分けはしておりますけども。いずれにしても、その市内、市外、市外 から多くの方に来ていただいたらいいわけですけども、一応宿泊客と観光客両方をというこ とで、この事業を計画をしております。

それと、観光協会が主体ということになりますので、連携はしていくということになりますけども、主体的には協会のほうでやっていただくということになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番 (野副道夫君)

そうすると、その宿泊客が主体で、要するに塩田町、嬉野町っていう御答弁でありますが、 市外には波及させない。あくまでも、その宿泊をされた方は市外の方でしょうけれども、こ ういうことを知って、個人的に参加をしたいなっていうような人は参加できないっていうこ とになるわけですか。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

先ほどから申しておりますように、特賞とかの権利はありませんけれども、そのあとの施設でのスタンプラリー的なものは参加できますので、市民の方も参加できるということになります。(14番野副道夫君「議長、もう一回いいですか」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

はい、どうぞ。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

すみません。スタンプラリーだけは参加できますよということで、参加しても賞品はありませんよっていうことだと思うわけですね。その宿泊者と、それから市内の方については当然賞品もあるわけですけれども、市外の方の自由参加については賞品はありませんっていうよりも、やはり市外の方でも参加した人についてはその賞品があってしかりじゃないかっていうふうに思いますが、どうですか。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

先ほどから申しましてますように、その特賞とかについては泊まった方っていうことになりますけども、例えば下位のほうの賞品等については、例えばお茶石けんとかということも含めてあります、単価が安いですからね。そういうようなものは一応対象になりますので、全く当たらないということでのスタンプラリーの参加者ということにはなりません。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

関連ですけど、今明細を言われたんですけど、この美力アップキャンペーン、これキャンペーン期間はいつからいつまで想定をされているのか。

それともう一つは、広告情報誌あたりにこの700万円の広告料、PR料っていうことでありますけども、具体的にはどういう、雑誌だけなのか、あるいはテレビ等も考えておられるのかですね。

それと、海外、韓国へもという話をされてます。韓国への対応についてはどのようなことをされてるのか。例えば、出向いていって、そういう旅費も含んでいるのかですね。

それで、全体的にこの美力アップキャンペーンの主体は観光協会のあのメンバーですべて やり切れるということになるのか。それとも、担当課がそれなりのさまざまな活動のお手伝 いをせにゃいかんというふうになるのかですね。

700万円はわかりますけど、あと三百万円は賞品代だけなのか。スタンプラリーについてはそれなりの施設、ラリーする施設もある程度決定をされていると思いますけれども、そこら辺についてはどういうところが設定をされているのか。スタンプラリーっていえば、それだけどこどこを回ったっていうことで証明があって、それでどこを受付にするか知りませんけれども、一応それを来た人が何かスタンプを押すんですか。それで、どっかの受付で、交流センターか何か知りませんけども、行ってきましたということでそれを受けて、後で抽せんして賞品をやるっていう手法だと思いますけれども。そこら辺についてもう少しわかるように説明していただければありがたいんですけど。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

賞品代は一応予定としておる額が350万円程度です。そのさっき言いました美力アップキャンペーンが全体で700万円ぐらいですよね。そのうち賞品代が350万円程度ということで、広告宣伝費、いわゆる情報誌ですよね。春先とか夏場とかもしました、あの情報誌ですけども、その分での新聞広告等含めました額が330万円程度ということで、合わせまして700万円ちょっとっていうぐらいでしておりますけども、スタンプラリーについては県で夏場に夏休み企画ということでバーバパスタンプラリーというこういうのがされております。基本的には、もちろん経費を安く上げるということで、これをある程度使わせてもらって、この中にこれは県内っていうことになっておりますけども、これを市内にし直して、このはがきを

出して、これは4カ所程度押すようになってますけども、これを市内に泊まった方はこれは また1つ押して回るとかですね。先ほどから言ってますように、食事をされたところでも1 カ所とかして、これをとにかく投函をしてもらってということで計画をしております。

それと、外国については一応韓国のテレビCM、雑誌、新聞広告関係で150万円程度予定をしておりますので、これについてはこの分が主な金額です。(20番山田伊佐男君「期間、期間」と呼ぶ)あ、期間については、事業主体が観光協会ということになりますので、3月までには終わるという、組んでありますので……(20番山田伊佐男君「いつからですか」と呼ぶ)いつからというのは1月からになりますね。それと、3月までにそのいわゆる情報誌等で発信ができれば、5月ぐらいまでの情報が載せられるかなということでしておりますので、本年度だけじゃなく、来年度の初旬にかけてもその辺の情報が発信できるのではないかなということで考えております。主体的には観光協会ですけども、連携をしながらということで事業を進めていくっていうことになると思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

こういうキャンペーンを打つ場合は、必ず目標を設定しますよね。例えば2万人の総客を かち取ろうっていう言い方はおかしいけれども、そういうところからスタートして、そして 予算組みがなされると思いますけど、そこら辺の検討はされたのか。

それと、賞品代が350万円ですかね。そういうもろもろ考えて350万円、それともどんぶり 勘定なのか。そういう具体的数値というのはお持ちなんでしょうか。

それと、例えば情報誌等についてはどことどことどこの情報誌、じゃらんかいろいろある でしょうけども、そこら辺についても決定されてるんですか。そこだけお答えいただければ。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

賞品代については、ディズニーランドとか申しましたけども、嬉野温泉の宿泊券とか、地 場産品、お茶とか焼き物とかその辺のところでしたいということとか、石けんとか化粧水と か、そういうふうなセットを含めて段階を持たせた形で350万円程度一応予定をしておりま す。(20番山田伊佐男君「総客目標とかそがんとは」と呼ぶ)総客の数字については、そこ までしておりませんけども、情報誌についてはじゃらんとああいうふうな情報誌に掲載をし たいというふうに思っております。(20番山田伊佐男君「最後」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

私は申し上げたいのは、通常キャンペーンとかを打つ場合はどれぐらいの目標数値を出して、そのためにはいわゆるその広告宣伝をどういうところに打つかとか決めていくわけです。それで、何千人か3カ月間ですので何万人か知りませんけども、その中で何割程度に賞品をやろうかということで350万円が決まったのかなって、単純に普通こういう考え方をしていくわけですよね。だから、そこら辺をお聞きしたわけです。逆に言えば、350万円、いろんな嬉野の農産物からいろんな特産物をやるっていうことについては大賛成です。そこら辺が350万円っていうのが具体的なそういう目標を持った中で、例えば2割にこういう賞品っていうことで当たるようにしようとかということになったのかなっていうのをちょっとお聞きしたかったわけですよね。聞きよるところ、何となくそういうのはもう、どんぶり勘定みたいな話になっとんじゃないかなっていうのを危惧したもんですから。もし、例えばこれが1、000万円キャンペーン打って、思うように来ていただけなかったと、努力したけれども。そして、賞品代も例えばもう100万円で済んだという場合については、当然のことながらこの観光協会の補助金でしょうけれども、戻ってくるっていうことで、逆に残になった分はマイナス補正で取り返すっていうことで確認しとっていいですか。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

集客といいますか、今年度のお客さんについては大体1割程度減っております。今までの1月から10月ぐらいまでした中で、去年と比較しまして。若干休憩のほうは逆に1割程度伸びてるという部分ありますけども、基本的には全体的にもう減っているという状況になりますので、最低限その減っているプラスアルファっていうのが目標というような形でしていかなくてはいけないというふうに思いますけども、できるだけといいますか、返してもらうというようなことがならないように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

○20番(山田伊佐男君)

もう一回。私が申し上げてるのは、こういう補助金1,000万円出すわけですよね。それで、いろんな宣伝費から何から海外対策も行うわけですよ。これが集客できなかったと。例えば、そういう賞品代を何百万円か決められておられるわけです。その賞品代、キャンペーン終わって、例えば商品代が350万円ですか、計画しとるけども150万円余ったと、集客ができなく

て。そういう場合については取り戻すべきだというふうに私は言ってるんですよ。そのまま 観光協会にやっとくだけじゃなくて、そうしないとやっぱり意味がないんです。だから、そ こら辺を申し上げてるわけです。逆に言えば、何で集客目標を、例えば5,000人とか1万と か設けて、そのためにどうするかっていう発想の中で、賞品も来ていただいた方に2割の人 にやるから幾らっていう根拠を私はお聞きしたかったもんですから、こういう話をしとるわ けですね。頑張って集客できなかった部分については、観光協会から賞品代が余ったなら逆 に戻入してもらいなさいよっていうことを言ってるわけです。そこら辺については、市長い かがですか。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

担当課長申し上げましたように、これはもうできるだけ有効に使っていただくということになると思いますけども、補助金ですから決算等もちゃんといたしまして、無駄のないように私どもはいわゆるチェックをするわけでございますので、そこら辺については観光協会のほうにもこういう意見をいただいたということはもうちゃんと伝えて努力をしていきたいと思います。

以上でございます。(20番山田伊佐男君「議長、もう一回」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

○20番(山田伊佐男君)

こういうのは議会で出たからちょうだいっていうこういう発想はもうやめていただきたいと思うんですよね。そうやなくて、こういうのをやるときはやっぱり一生懸命やるわけです。これ大賛成なんですよ、私も、こういうことをやることはね。ただ、その余った場合は従来の補助金のあり方と違って、やっぱり戻していただくっていうようなことを今後決めていかんとどうしようもないと思うんです。やっぱり結果見て、それできちっといただくものはいただくと、戻していただくというふうに、私はしてくださいということを市長に申し上げておるわけです。市長はこういう意見があったので、そのように話しますじゃなくて、市としてそのぐらいの対応をぜひしてほしいということを私は答弁要りませんので述べさせていただきたいと思います。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中政司議員。(19番平野昭義君「関連よ」と呼ぶ)(「関連」と呼ぶ者あり)関連。平野議員。

〇19番(平野昭義君)

今1,000万円の話が出ておりますけど、私は先ほどの課長の答弁では目標は決めてないと。 こういう厳しい時代にただ観光協会に支えてやりますよと。その気持ちはわかります。この 発想は観光協会が具体的な計画のもとに1,000万円をお願いしますと来られたのか、それと も商工観光が思いつきでやったのか。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

これについては協会のほうからの事業要望ということがありましたので、この辺のある程度のこの数字といいますか、出てるところでございますけども、協会主体という形だけではちょっとなかなかという部分もありますでしょうから、連携していくということになりますけども、いずれにしても協会からこういうようなことをして、今の落ち込んでいる観光客をもう少しふやそうということでの事業要望に基づいた事業ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

平野議員。

〇19番 (平野昭義君)

あなたの言われることよくわかります。ただ、今嬉野の温泉も非常に疲弊しておると聞きます。私はやっぱりこの観光協会なるものが主体であるならば、もっと目の色を変えにやいかんと。ただ、市役所に補助金もらいますと。あとは野となれ、山となれ、余れば返すか返さんかわからんと。そういうふうなぐらいの補助の、いわゆるこの交付金の使い道が、私は本当はそういうふうな発想の補助金ならやめたほうがよかと思うわけですよ。もっと本当に足らないから一生懸命やってるねと、そういうふうな悲愴な計画書を持って、そして野たれ死ぬような気持ちで来られればそりゃわかりますけど、市に言えば1,000万円ぐらい来るじゃろうと。市長さんは、くいなっじゃろうと、はい、そうじゃろうとそういうふうな気持ちでは何も景気も回復しませんし、旅館も栄えません。そういう意味で谷口市長、私ね、たまたまこういうような1,000万円の補助金があれば、その10分の1でもいいですからという話を聞いたことは、一番今のあのよく頑張っておるのはシルバー人材ですよ。120人ぐらい。そういう方々が要望書を持っていってされたけど、もういとも簡単に……。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後3時 休憩

午後3時 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

〇19番 (平野昭義君)

いとも簡単に1,000万円やるのはどうかと。もう少し市内をよく見て考えてやってもらわんと、補助金でしょう。100万円でなく1,000万円でしょうが。私は塩田ですけど、塩田から見れば嬉野にばっかり補助をしよらんかと。そういうふうにこの補助金も含めて思われとうですよ。市長、いかがですか。こういうふうな私のちょっと曲がった話もしましたけど。ちょっと脱線しましたけど、そういうふうな思いを含めて言ってるんです。答弁をお願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、これは私ども契約の中でも精いっぱい努力をさせていただいておるところでございますので、先方も十分御理解いただいておると思います。

それとまた、今回のキャンペーン等につきましては、先ほど担当課長申し上げましたように、嬉野市全体のそれぞれの施設をやはり観光化していこうというねらいの中でのキャンペーンを打ちたいというような話もあったわけでございまして、そういうことであるならやはり私どもとしてもできるお手伝いはしていこうということで予算を組ませていただいたということでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中政司議員。(4番秋月留美子君「関連」と呼ぶ)関連、観光費の。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

この1,000万円のことなんですけれども、特賞がディズニーランドということですけれども、2人1組ということでしょうか。それから、この賞金の費用ですけれども、どうしてアメリカのディズニーランドって決められたかですね。国内に発信するっていうふうな感じからいくと、理解はできるんですけど、こちらのほうからいけば東京ディズニーランドとかぐらいでもいいかなと。嬉野温泉としてのコンセプトって、やっぱりこういうものを一つの柱っていうか、何で急にディズニーランド、しかもアメリカって、こういうのはビザを持たないといけないし、もし当選しても全部が全部行けるわけでもないし、期間も長いし、それから年齢的なものもあるし、12時間もかかるわけだし。だから、そういうものをどうして考えて、このアメリカのディズニーランドってされたのか。時期的なものからいったら、沖縄ぐ

らいの感じでもいいんじゃないかなとかと思うんですけど。費用がどのぐらいかかるのかで すけど、お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

いろんな意見があるかと思います。北海道がいいという方もおられるでしょうし、韓国でもいいという方おられると思いますけども、今回この事業自体をある程度目玉があるということでの集客力を持つためのということでアメリカのディズニーランドということで、そのためのペア御招待ということにしてますけども、その予算的には40万円程度ということで予定をしてます。ですから、細かいところについては今後また詰めるというような形になると思いますけど、いずれにしましても一人でも多くの方に来てもらうという部分ですね。それと、大体最初から言っておりますように、特賞については嬉野にお泊まりいただいたという方にその権利があるということになりますので、どうしても行けないという方も中にはいらっしゃるかもわかりませんけども、当たった方についてはいろんな手続等にする費用については負担をしてもらってでも行ってもらうということでお願いをしたいというふうに思いますけども。

以上です。

〇議長(山口 要君)

秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

都会の方とかそういうところから見ると、そのアメリカのディズニーランドってさほどそれほど魅力的じゃないんですよね。やっぱり宿泊とかこういうところ、嬉野温泉とか来る人たちがまた求めるといったら、その寒い時期だったら沖縄に行きたいとか、都会の関東とか関西とか今の時期だったら本当は沖縄とかに行きたいというふうに感じあるんですよ。今さほど海外にそれほど行きたいっていうふうなのはないんですよね。だけど、もうそちらでそういうふうに皆さんがここっていうふうに、目玉っていうふうなことで決められたんだったらそれでもいいですけれども、嬉野温泉としてのコンセプトをもうちょっと考えてほしいと思いました。

〇議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後3時5分 休憩午後3時5分 再開

〇議長(山口 要君)

再開します。

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

何も考えてないというわけではなく、こういうふうな目玉的な賞品があったほうがより一人でも多くの方が来ていただけるんじゃないかという、その辺が基本的な考え方ということで事業計画がされてるというふうに思っております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

〇7番(田中政司君)

36ページ、農業費の中の茶業振興費、経済危機対策交付金、うれしの茶産地活性化対策事業の減額の260万円というふうな数字があるわけです。これは6月議会において、いわゆる経済対策臨時交付金というのが2億7,000万円ですか、2億8,000万円程度来たうち、いわゆるこのうれしの茶の活性化対策事業ということで770万円の予算が立てられました。そのときの説明でいきますと、今うれしの茶の活性化のためには品質改良、茶苗を改植をするときに茶苗代の補助、それと老朽化茶園を新しくしていくと。その労力の中刈りという作業が大変なので、中刈機を補助すると。今JAに1台あるところをもう一台ふやすというふうなことで組まれたと思うんですが、この減額が260万円というふうに、770万円のうちの260万円減額なわけですね。ここら辺も事業を達成してのことだというふうに理解をするわけですが、これが何の要因でここまで減額なのか。例えば、入札の減なのか、どうなのか。まず、そこら辺を御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

農林課長。

〇農林課長 (松尾保幸君)

お答えをいたします。

さきの6月議会での補正でお願いした経済危機対策臨時交付金の中のうれしの茶産地活性 化事業でございまして、内容等についてはまず茶苗の補助、それと中刈機の導入に対する助 成、この2項目で議員の皆さんにお願いをしたところでございます。茶苗の補助については、 一応400万円というふうな予算の中で20万本の約10~クタール分を今回助成していこうとい うようなことでやっております。単価で1本当たり40円ということで、事業費で800万円と。 その中で2分の1の助成と。従来の茶苗助成については25%以内で助成をしとったわけです けれども、どうしても今議員御指摘のようにお茶の品質の低下、茶価の伸び悩みというふう なことで、これらの対策を何とかとっていこうという中で、もう経済危機を利用しながら茶 苗の助成をやって、老朽茶園の更新をということでやってきておりました。

9月末で締め切って、精算額で153万5,000円というようなことで7万6,750本の申し込み、約3.8町分ですね……(7番田中政司君「何町って。もう一回」と呼ぶ)7万6,750ですね。約3.8~クタール分ですけども、この分の申請申し込みがございました。目標を12万3,000本当たり少なくなったわけですけれども、やはり今議員も御承知のとおり茶業のほうが大変経営が厳しゅうございまして、こういうふうな高額助成を設けてもなかなかそう事業に取り組めないというようなことが我々もひしひしと感じてきております。そういうことで、今回精算のみで減額の茶苗の分だけで246万5,000円というようなことでやっております。

それからあと、中刈機の導入はJA佐賀のほうで事業主体になっていただいております。 この分についても予算が370万円ということで、入札関係で356万4,000円と。減額の13万 6,000円というようなことで、合わせて減額の対象金額になったということでございます。 以上です。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

確かに、非常に今茶業関係者厳しいわけですね、生産現場。なかなか改植をしようと思っても、これだけ半分苗代を補助するといってもなかなかこれができないっていう、これ現状だろうというふうに思います。その中で中刈機をJAのほうに1台入れるっていうっていうことで、こういう事業をやることによってほかからも、私6月の多分議案審議のとき申し上げました、JAさんにただやるんじゃなくて、各地区でこれ生産現場でJAさんの機械は大き過ぎると。もう少し小回りのきく中刈機等が導入できたら導入をしたいという希望があってるわけですね、実際。そういう中で、私言いました。例えば、個人にやるんじゃなくて各地区で、例えば不動山地区、大野原地区、下野地区、そういったところで地区単位でこういう機械を導入をするということは、多分可能だと思うからっていうことで私言いました、審議のときに。だから、そういう要望というのがそのときに上がらなかったのか、その決定の後ですよ。例えば、これだけ茶苗が残ったから、じゃあ中刈機の要望があって、そちらに回すっていう対処方法はできなかったのか。どうなんですか。

〇議長(山口 要君)

農林課長。(7番田中政司君「まずあったのか、そういう要望が」と呼ぶ)

〇農林課長(松尾保幸君)

要望はございました。しかし、計画としては1台というようなことで実施をしております。 今、そういうふうな要望を別の事業でというようなことも一応考えております。

〇議長(山口 要君)

田中議員。

〇7番(田中政司君)

そういう要望があったと私も聞いてるんですよ。それで、これがなぜ、逆に言えばなぜそこでたくさんの方が要望されたのかというと、半額補助だったからですよ。普通そがん補助なかですもん。だから、これを何で使わなかったのかなと思うわけです。それだけ大変な今時期なのに、これだけのことを市がやってくれる。じゃあ、うちも各地区で何とか話をまとめて入れようじゃないかっていう話があったと私も聞いております。なぜか、半額補助やったけんですよ。前回あったんですけど、リースなんかでも嬉野全部けられたんですけどね。3割か幾らの補助しかないんですよ、県単も。そこら辺がなぜだったのかなということ。市長、これ今茶苗の苗代を半分補助しても、今年3.8~クタール分の改植しかできていないというこの現状なんですよね。うれしの茶の活性化のためにはぜひここら辺抜本的にやはり老朽化茶園の解消策、対策等をぜひ考えていっていただきたいと思いますけれど、最後に市長の答弁を求めて終わります。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

今回議会の御承認をいただきまして思い切った形で改植用の補助制度をつくったわけでございますけども、残念ながらさまざまな状況があって御利用いただけなかったということで非常に残念に思っております。今後継続するかどうかは別にいたしましても、やはりもう少し農家の方が意欲を持って取り組んでいただけるような、そういうことでもう少し話し合いをしなくちゃいかんかなというふうに思っておりますけども、ただやはり全額というのは基本的には無理でございますので、ですからそれにかわるものが何か考えられるかどうかですね。私としては半額補助ということでございましたので、相当検討はしていただいたということは聞いておりますけども、なかなか実際は改植の費用といいますか、そういうところまで今のところ労力的にも厳しいというふうなことがあったんではないかなと思いますので、次回はそこらも検討できればなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

〇5番(園田浩之君)

その下の項目のブランドPR事業の説明をお願いします。

〇議長(山口 要君)

農林課長。

〇農林課長 (松尾保幸君)

お答えをいたします。

今回うれしの茶のブランドPR事業というようなことで100万円をお願いをいたしておりますけれども、今回全国茶品評会、九州茶品評会で農林水産大臣賞、それから産地賞をいただいたわけですけれども、この産地賞をいただいたところで終わってはいけないというふうなことで、もちろん地元の消費拡大はしっかりやらなければいけないわけですけれども、関東地区に今回見本市の出展のアプローチがありましたので、そちらのほうにJA佐賀みどりの茶業部会を中心となって取り組んでいただくというようなことでやっております。日時が来年の2月13日から14日までということで、東京のほうで見本市がございます。

内容等については、東京都内を含む関東地区の茶商さんの組合主催で見本市が開催されるわけですけれども、大体1,200人程度の茶の専門家の方が来られるというふうなことで、そこに九州のうれしの茶のPRをやりたいということで申し込みをする予定をしております。一応経費的には搬入茶を蒸し製の玉緑茶、それから釜炒り茶ですね、それにうれしの紅茶と3品目あたりを持っていってPRをやるということで、いろんな諸経費ございます、コマ料とかいろんな経費ございますけれども、そういった経費の中で市が支援をしていこうというような事業でございます。

以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。 (7番田中政司君「関連、関連」と呼ぶ者あり) 田中議員。

〇7番(田中政司君)

すみません、今のPR事業なんですけど、総事業費幾らって言いんしゃったですか。

〇議長(山口 要君)

農林課長。

〇農林課長(松尾保幸君)

ちょっと今のところ総事業費については、もちろん100万円をオーバーするわけですけれ ども、その中で100万円の予算を組んで事業費に対しての助成というふうな形で、あと精算 で処理したいということであっとります。 (7番田中政司君「はい、よかです」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

〇18番(西村信夫君)

33ページの衛生費の中で健康増進費という欄ですけれども、自殺対策緊急強化基金事業と、 そしてまた下に自殺対策緊急強化基金事業ということで、25万6,000円合計で組んでありま すけれども、この事業はどういうふうな事業……。

〇議長(山口 要君)

これもう済みましたよ。(18番西村信夫君「済んだかね」と呼ぶ)36ページからですから、 今。(18番西村信夫君「すみません、そしたら間違いました」と呼ぶ)ほかにありませんか。 副島孝裕議員。

〇6番(副島孝裕君)

39ページ、18節.公園等夜間照明設置事業についてお尋ねをいたします。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

これについては、温泉公園、桜が3月、4月きれいに咲くわけですけども、まずもってそこのライトアップ用のライトを購入をするということで、4基分ということで33万1,000円の予算を計上しております。これについては4月からは古湯温泉のほうもオープンをするというようなことも含めまして、その辺の連携ということと、後々はほかの市内にありますようなところもライトアップ等によって活性化できればというふうな形で、今回4基の購入をお願いをしております。

以上です。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

それで、この事業についてはただいま課長の説明では移動できるようなそういう説明、照明設備と。例えば、秋口にはどこか、西公園あたりのもみじをライトアップするとか、そういう事業というふうな説明に聞こえてきますが、今お話があったように、これもう4月からですか、古湯温泉がオープンするとすれば、その真正面に温泉公園が見えるわけですね。それで、夜間も11時までの営業となれば、やはり温泉公園を何かで盛り上げてみたい。そういった意味では、せっかくここで予算を計上されるとすれば、これが常設できるようなライトアップの体制に、温泉公園だけのライトアップのそういう施設にされたほうがいいんじゃないかなと私思いますが。

〇議長(山口 要君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口久義君)

お答えをいたします。

先ほどから言いますように、桜が咲く時期に根元のほうから上をライトアップという、そういうふうな感じの事業ということで考えておりまして、常設といいますとちょっと後はその時期が過ぎればもう葉桜という状況とか、秋口以降はもう枯葉がという状況になりますの

で、基本的にはその桜が咲く時期にライトアップをしたいということで、それを購入したものについてはほかの時期的なものがあるかと思いますけども、時期時期によって活用をしていきたいということで購入を予定をしておるところです。

以上です。

〇議長(山口 要君)

副島議員。

〇6番(副島孝裕君)

とすれば、先ほど申し上げますように、古湯温泉の真正面に見える温泉公園、これを訪れた人たちに印象づけるためには、やはりこの温泉公園の手当てというのも必要であると思います。ある面ではあそこの整備を県がしたとかということもあるとでしょうけども、例えばその桜の時期だから温泉公園をライトアップしますじゃなくて、逆にライトアップをすることによって四季折々のあの温泉公園に持っていくとか、そういうところまでせっかくの事業計画とするとすれば必要ではあるんじゃないかなと思いますが、答弁を市長にお願いします。

〇議長(山口 要君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

相当以前も同じような話があったわけでございますけども、近隣の皆さん方のいろんなお話等もございまして、夜遅くまで常時というのはいろいろ厳しいというふうな地域の方の意見もございまして、なかなか実現できなくて、防犯灯程度で終わっておるわけでございますけども。今回、古湯温泉等ができ上がりますので、また新しい形での取り組みが必要だと思います。そこらについてはまた地域の方とも1回話をさせていただいて、実はあそこに塀の修理をするときも地域の方のいろんな意見がありまして、慎重に整備をしたところでございますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。関連。田中議員。

〇7番(田中政司君)

今市長おっしゃいましたけれど、温泉公園の、私これぱって見たときに夜間のいわゆる防犯灯っていいますか、そっちの整備だというふうに私思ったとですね。ただ、説明を聞いてたらいわゆる桜等のライトアップということなんですが、あそこの公園がたしか水銀灯が4つか5つかな、5本程度公園あるわけですが、夜中の1時過ぎには全部消えるんです、あそこ公園が。先ほど市長は近隣、地域のっておっしゃいましたけど、確かにそれが一晩じゅうついていたら、多分あそこら辺の皆さんに迷惑がかかるというふうに思うんです。だから、

今消してあるんだろうと思うんですが、ただあそこの古湯ができてなった場合には防犯灯の、 例えば幾つかはついてないと真っ暗になるから、ぜひそこら辺を考えていただきたいという ことだけ、要望ですけどね、お願いをしておきたいというふうに思います。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで第8款. 土木費までの質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで3時35分まで休憩をいたします。

午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

歳出45ページから52ページまで、第9款.消防費から第12款.公債費までについての質疑を行います。質疑ありませんか。田口議員。

〇17番(田口好秋君)

45ページ、常備消防費の19節の負担金が1,600万円弱出ておりますが、これどういったものなのか教えていただきたいと思いますし、それで全体事業費は幾らなのか。そういったところを説明願います。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁)(中島直宏君)

お答えします。

今回お願いしております杵藤地区広域市町村圏組合の負担金ですけれども、1,598万7,000円につきましては、これにつきましては普通交付税の額が確定をいたしましたので、その交付税に対します嬉野市としての負担金が確定をいたしましたので、その分の増額分としまして1,598万7,000円ということでなっております。全体、よろしいですか。(17番田口好秋君「はい」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

いいですか。(17番田口好秋君「はい」と呼ぶ)ほかに質疑ありませんか。野副議員。

〇14番(野副道夫君)

1点だけごく簡単にお尋ねをしたいと思います。

48ページ、工事請負費、吉田中学校体育館の補修工事が81万5,000円計上されておりますが、ここは場所はどこなのか、どのように改修をされるのか、お尋ねをします。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

お答えいたします。

今回吉田中学校の体育館補修工事ということで81万円お願いをいたしておりますけども、体育館の建物の周りの4カ所の部分のところから軒天の部分から石綿張りの板の部分が腐食をいたしまして、一部では体育館の中にハトが入り込むような状況になっています。今回その部分の雨どいの屋根のドレンの回りの防水と、それから石綿板の張りかえ、それとそういうふうな工事について81万5,000円の補正をお願いいたしております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

これ軒天は腐食して、もう落ちておるんですかね。まだ落ちてはいないんですかね。それ と、その雨どいについても今回補修をしていただくということですが、全体的には軒天と雨 どいと補修をすれば、あとは事足りるっていうことになるのかどうなのか。あとに補修箇所 はないのかどうなのか、お尋ねをします。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

一応4カ所と申し上げましたけども、1カ所はひどいところがございます。その分については、一つの応急処置をいたしておりますけども、基本的には軒天の部分と、その石綿の張りかえを行いまして、雨どいのところの上の屋根の部分のドレンのところを補修をすれば改良できると思っております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

野副議員。

〇14番(野副道夫君)

壁面の張りかえっていうことを今御答弁にありましたけれども、面積的にどのくらいの壁 面が張りかえになるのか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長(桑原秋則君)

面積的にはちょっと把握しておりませんけども、大体見積もりとっとります。それぞれドレンの水回りの防水の分が、それはもう全部4カ所ともですね。それから、軒天の補修につ

いては2カ所ということ。それが主な工事でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。織田菊男議員。あ、関連。川原議員。

〇8番(川原 等君)

今のドレンの回りなんですけど、普通ドレンの回りは泥がたまって、それが集積して結局草が生えたりして、そのドレンの役目をしないと。だから、いつも水がたまっている状態で隣近辺が悪くなると思うんですよ。だから、屋根の今回その補修をされるのはいいんですけど、要するにその点検ですよね。それを続けてやらないと、いつも同じ予算を、どこの学校でも一緒だと思うんですけど、するようになると思うんですね。その辺をちょっと考えてほしいんですけど。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

おっしゃるとおり基本的には屋根のドレンの回りの分については、そういうことで解消できると思っておりますけども。点検については議員御承知のように非常に屋根のところは、軒天のところはわかりにくいところですので、ちょっと厳しいかなっていうところもございますけども、今後はそういうことがないように点検できる分については点検をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。織田菊男議員。

〇9番(織田菊男君)

47ページ、小学校費の学校管理費の中の工事請負費、学校敷地水路保全工事(五町田)というところ、これは場所はどの辺になりますか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

学校敷地の水路の保全工事ということで20万円、これは五町田小学校でございます。テニスコートの南側の排水路の件ですけども、そこに土砂が堆積をいたしております。その分の土砂の撤去工事ということで20万円今回計上しております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

織田議員。

〇9番(織田菊男君)

多分そこだろうということを感じておりましたが、この上はイノシシが来て、大分土手も崩してるわけです。そしてまた、雨の降ったときには水がしみ出てるわけです。このような状態のとき20万円ぐらいの工事でよくできるなと。ただ、土砂をどかすというだけだったらできると思いますが、一部は土手が崩れたところもあると思います。その辺はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

議員現地はよく御存じと思いますけども、土羽の分についても学校敷地内でございます。 そういうことで以前から土砂の部分については崩壊があっておりました。旧町時代からやったですけども、一部は土どめをするなり施しておりますけども、やはり今回そういうことで部分的に10メーター程度そういうふうな箇所がありましたので、応急的に土砂の撤去ということで、排水路の土砂の撤去ということでお願いしております。これを解消せんと、学校から流れる土砂、あるいは周辺の民家から流れる排水等がたまっておりますので、応急的な処置ということで今回20万円お願いしております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

織田議員。

〇9番(織田菊男君)

今応急的な処置と言われましたが、また大きい工事はされるっていうことで認識してよろ しいでしょうか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

担当課としては新年度予算にその分の工事についてはお願いをしていきたいというふうに 考えております。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

〇10番(芦塚典子君)

49ページをお願いします。街なみ環境整備事業なんですけど、委託料の190万円が出てますけど、これは下村家の委託料なんでしょうか。ちょっとすみません、お願いします。

〇議長(山口 要君)

社会教育課長。

〇社会教育課長 (植松幸男君)

お答えします。

今回下村家の街なみ整備事業の工事費が確定しまして、その分で工事の設計、管理委託料として190万円をお願いしております。これについてはお蔵親水広場や防火水槽関係の来年度に予定をしておりましたが、今年度に一応設計委託をお願いしております。

以上です。(10番芦塚典子君「ちょっとすみません」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

ちょっとよく聞こえなかったんですけど、防火水槽設置の事業ですか。

〇議長(山口 要君)

社会教育課長。

〇社会教育課長(植松幸男君)

すみません。来年度に予定をしておりましたが、お蔵親水広場と、それから防火水槽の設 計委託ですね、これを今年度組みかえでお願いするということです。

以上です。

〇議長(山口 要君)

芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

お蔵親水広場っていうとがまずわからないんですけど、それはみなと広場のことなんでしょうか。そして、防火用水設計というのは西岡家の裏に40トンというのが予定されていましたけど、その件の設計なんでしょうか。ちょっとすみません、はっきりしない。それとも、これは下村家の設計なんでしょうか。ちょっとはっきりしていただきたいんですけど。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

ただいまの御質問ですけども、設計費ということですけども、蔵のところに井戸がございます。あの分の周辺のいわゆるミニパーク的に、いわゆる環境的に整備をするものでございます。それと、山下の防火水槽ですね。その分の全面的な改修ということで、その分の設計委託の分でございます。そういうことで、一応組みかえということでございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

芦塚議員。

〇10番 (芦塚典子君)

そしたら、下村家は何も関係ないわけですかね。関係なかとですか。そしたら、あそこが 蓮池藩のお蔵の横に昔使われた井戸がありますよね。あれを使えるようにするんですか。そ れとも、あそこはちょっとまだ水が使えるようになってますので、今ふたをしてありますよ ね。子供たちが入れないようにしていただくのか、使えるようにするのか、そこら辺がちょ っとよくわからないんですけど。そこにどれくらいの設計料、これ山下とはまた別ですよね。 この設計委託料は。そのお蔵の横の井戸の横の景観整備と山下の防火水槽でしょうけど、2 つはそれぞれ幾らが計上されているんですかね。一緒じゃないわけですよね。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

基本的に、街なみ環境整備事業の一環で整備をいたしますので、山下の防火水槽ですね、 それからお蔵のところの井戸についても、今の現状では景観上大変悪いということで、お蔵 はきれいに整備をいたしておりますので、その周辺整備事業ということで景観上ミニパーク 的に整備を行う、そのための設計費用でございます。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(16番副島敏之君「関連」と呼ぶ)副島議員。

〇16番(副島敏之君)

今の山下の防火用水の修繕と言われましたけど、これは普通考えれば消防費じゃないの。 今部長からいうぎちゃ街なみ保全環境対策費用って、そういうぽっと今山下のこう言われた からね。それ山下んとそれ金額はどのぐらいなんですか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

金額じゃなくて、基本的に防火水槽、いわゆる防火対策の一環でいわゆる伝建地区のですね、そういうことで防火水槽もその部類に入りますので、その分の設計費でございます。工事が云々じゃございません。街なみ整備の一環で今回整備を来年度に一応予定をいたしておりますので、その前段に設計委託をお願いするものでございます。

以上でございます。(16番副島敏之君「了解」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

織田菊男議員。

〇9番(織田菊男君)

一番最初に質問いたしましたが、ちょっとページ間違いまして、46ページの事務局費。この中に9節、10節で問題を抱える子供たちの自立支援事業っていうのがありますが、これはどういう事業ですか。

〇議長(山口 要君)

教育部長。

〇教育部長 (桑原秋則君)

基本的には、問題を抱える子供等の自立支援事業につきましては、平成19年度からの国の委託事業でございます。そういうことで、一応歳入については14ページ、155万5,000円ですかね。この分については、21年度の国の額が決定をいたしましたので、今回補正をお願いしております。歳出の46ページについては、その分についての支出でございますけども、事業の中身については嬉野の支所の文化センターのところに適応教室ひまわりという適応教室を設置をいたしております。不登校対策の一環でございまして、例えば不登校の原因いろいろ、家庭環境の問題とか、あるいは子供自身のいろんな精神的な問題ございますけども、そういうような子供たちの自立支援をしていって、いわゆる学校の復帰に向けて支援をしていく、そういうふうな指導員の設置をしている事業でございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

織田議員。

〇9番(織田菊男君)

対象人員は何名で、小学生、中学生っていう振り分けはどのくらいあってます。

〇議長(山口 要君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(福田義紀君)

対象人員についてお答えをいたします。現在5名です。中学生4名、小学生1名。 以上です。

〇議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで第12款.公債費までの質疑を終わります。

次に、53ページ、54ページの給与費明細書補正の質疑を行います。質疑ありませんか。神 近議員。

〇11番(神近勝彦君)

共済費と、それから職員手当の分、一応担当課のほうに御説明をいただいたんですが、そのときちょっと聞き漏らした分をお尋ねをしたいんですが、今回手当の分で1,600万円、共済のほうで1,964万円というふうに多額の増額ということになっております。これは、そしたら半年分と考えていいのか、10月分からの。次年度については、現在のこの率の変更ということですので、これが半年分であれば22年度の予算はこの倍増額になるというふうな形で

考えとっていいのか、そのあたりについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (中島直宏君)

お答えします。

今回の人件費の中で共済費につきましては、共済費の率がございますが、率の負担率の改定が2月と7月に増額があっております。その分で1,964万円の増額ということになっておりますが、これにつきましては当初の予算につきましては前年度の率で算定をしておりましたので、その関係で今回大幅な増額が見られますけれども、1,964万円の増額ということでございます。それから、退職手当につきましては1,601万7,000円、これにつきましては退職者の特別負担金ということで、今回計上させていただいているところでございます。この負担金につきましては、1年分でございます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

神近議員。

〇11番(神近勝彦君)

ということは、次年度については今度改定になった分でおおむね職員の数にもまた変わってくると思いますよね。等級関係によって、給与の程度によっても若干変わってくるとは思うんですけども、おおむねこの共済費と職員手当についてはこういうふうな感じぐらいの金額が計上されるものと、一応見込んどっていいわけですよね。これが3年ぐらいで多分また改定になるのかなと、この前の御説明でいくと。ということは、はっきりまだ覚えてないんですけども、3年後か、それともまた来年ぐらいにこの率の改定というものが発生する予想があるのかどうか。この点についてもしわかっているようであれば、お教えください。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁)(中島直宏君)

お答えします。

短期給付につきましては、また来年度の改正があるのかと思いますが、長期につきましては3年ぐらいを見通してあるというふうに聞いておりますので、来年度の予算につきましては今年度の最終の予算を基本に作成をしたいというふうに考えております。

以上でございます。(20番山田伊佐男君「関連」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

その短期、長期ですけれども、短期の上がる要素についてはどういう場合が上がるのかで すね。長期についてはどういう場合が上がるのか。いわゆる公務員の数等にも連動してくる と思いますけれども、そこら辺について若干御説明をいただければと思います。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁)(中島直宏君)

お答えします。

短期給付事業につきましては、医療費等の増額によるものと考えておりますが、長期につきましては年金に係るものでございますので、年金の受給者の数がふえておりますので、当然負担率のほうが増加をしてきたものと思われます。

以上でございます。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

○20番(山田伊佐男君)

医療費の共済組合ですか、そういう医療費の増だろうと思いますけれども、例えば長期についてはどのくらいのパターンで上がってきているのか。それで、どういうことが生じた場合について長期の共済の掛金がふえていくのか、そこら辺についてはある程度の一定の決まりっていうか、そういうのがあるんでしょうか。それとも、中央から来た部分を地方は上げにやいかんから上げますよとなるのか。それとも、法律的なものとしてきちっと法律でうたってあるのか、そこら辺についてはいかがですか。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (中島直宏君)

お答えします。

長期の分につきましては、現在そこまで詳しい資料は持ち合わせておりませんで、わかりかねますけれども、今回先ほど申しましたように拠出年金の関係で率の改定がこれくらいになりましたよということで通知が来ますので、それに基づいての改定ということで、その内容につきましては現在のところ私のほうでは承知をしておりません。

以上でございます。(20番山田伊佐男君「最後」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

先ほど神近議員の質問の中で3年ぐらいしたら上がる可能性がありますというような言葉をどこかで言われてた、言及されてますよね。それは何を根拠にもって3年後したら上がる

可能性があると言われたのか。そこら辺、長期、短期どちらなんでしょう。

〇議長(山口 要君)

本庁総務課長。

〇総務課長(本庁) (中島直宏君)

3年と申しましたのは、長期につきましては今回の改正で率で3年間ぐらいの改正はないだろうというようなことを担当のほうから聞いておりましたので、そのように申しましたけれども、通知としては私のほうでは確認をしておりません。

以上です。(20番山田伊佐男君「いいです」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで給与費明細書補正の質疑を終わります。

これで議案第82号全部の質疑を終わります。

次に、議案第83号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第83号全部の質疑を終わります。

次に、議案第84号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算(第2号)全部について の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案第85号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第3号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案第87号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計 補正予算(第2号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別

会計補正予算(第2号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別 会計補正予算(第1号)全部についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 嬉野古湯温泉公衆浴場建設主体工事請負変更契約の締結についての質 疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

初日の日に説明を受けたんですけれども、1,900万円ほど増になっとるわけですよね。もう少し具体的にお聞きしたいのは、内容的に言えば室内の殺菌、抗菌ということの処置をするようにしたということで、私のほうからは素人考えなんですけれども、こういう浴場については当初からやっぱりこういう殺菌、抗菌についてはするということで検討すべきだったと思いますけど、そこら辺の経緯は何でこういう形になったのか。

それと、浴場のタイルに吉田焼に変更と。これは異論はないわけですけども、当初の予定からこのように変わったのはどういうところから発生してきたのか。例えば、古湯温泉をつくると。しかし、地元の地場の産業、いわゆる窯業関係が厳しいのでやっぱり市のこういう浴場にも使おうやないかと、こういうどっからか発想があって変わったのか。当初から考えられたことなんですよね。そこら辺について入り口付近の湯煙創出、これも後で出てきた問題でしょうけど、そこら辺についてこの契約金の見直しの出てきた背景についてはどうなのか、地元からいろんな市民の方からの意見なのか。それとも、執行部として、担当課として検討された結果、こういう形で変更ということになったのか。最初から考えとけばいいような問題ばかりですよね。そこら辺についてはいかがですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

今回の変更については、私ども施工主のほうと設計士さんとずっと工事をやっていく段階での話し合いでこのような形になりました。まず、殺菌効果を高めるということでございますけども、これは古湯温泉自体が洋館ですので、とりあえずは室内はペイントをするような形になりますけども、それでもシックハウスガスっていいますかね、その塗料から出てくるものができますし、また非常に天井が高いということで掃除もなかなかしにくいところもあるっていうことで、そういう汚れ防止もできる光触媒の塗装をその上からまたするというこ

とで変更になったところでございます。

それから、タイルのほうですけど、大浴場の2つに今回吉田焼で陶板を張るわけですけど も、これも最初は白地のそのままのタイル工法でしたけど、やはり嬉野らしさを醸し出して いくということで、これも設計士さんと相談の上決めたところでございます。吉田焼のほう にお願いしておりますが、非常に苦労してつくっていただいているということで、また「み ずしまし」とかいろんなところでも吉田焼のほうでは作成しておりましたので、経験はあら れるということで今回お願いしたところであります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

山田議員。

〇20番(山田伊佐男君)

最後ですけど、その発生源ですよ、いわゆるこの見直しの発生源はどこにあるのかってい うのを聞きたいわけです。例えば、その古湯の対策の検討委員会ですか、こういう中でこう いう部分まで中身についてもある程度検討されたのか。いや、そうじゃなくて、場所とか規 模だけ古湯の検討委員会、そこら辺で終わったのか。そこら辺について最初から考えられる ことを何で今さらなって私は思ってしまうわけですね。室内の殺菌とか抗菌なんて、浴場と しては当然のことじゃないかなって素人考えなんですけど、そう思うわけです。そこら辺と して追加として出てきてるもんだから、ちょっとお聞きしたいわけです。

それで、吉田焼に変更については、当初から吉田焼でもよかったわけですけども、それはしなくて、今になって何で吉田焼なのかっていうのが思うわけですよね。そこら辺については、やっぱり発信源はどこなのか、市民がそういう話になったのか。ある程度庁舎内でずっと検討する中でやっぱり吉田焼を使おうじゃないかという、そういう話になったのか、そこら辺の発生源をお聞きしたいわけです。そこだけもう3回目の質問はしませんので、お願いします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

お答えいたします。

この古湯については、4年ぐらいかかってまちづくり研究会の中でいろいろ研究をしていただきましたけども、大まかなところでの研究ということで、とにかく復元していく、木造でつくっていくとか、そういうところまでの議論しかあっておりません。また、対岸の温泉公園の整備もございましたので、それも一緒になって研究をしていただいたところです。

今回の変更については先ほど言いましたように、これはもう1回目の設計が終わった後に ずっと施工していく中で出てきたということで、これはもう市民のほうからのいろんな意見 があったからというわけじゃなくて、うちのほうの施工側と、それから設計士さんとの協議 の中で決めていったということでございます。

以上です。(20番山田伊佐男君「はい、いいです。もういいです」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

〇18番(西村信夫君)

山田議員の件に関連いたします。1つ第90号の中で2億2,900万円というこのことですが、 4月1日開業に向けて総事業費はどのくらい見込まれるのか、お尋ねしたいと思います。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

これで主体工事で今 2 億2,900万円ということでございます。あと設備、電気で約 1 億1,000万円ぐらいですかね。大体 4 億四、五千万円ぐらいじゃないかと思います。それにまた総事業と言われますと、今度は土地代も含むということになると、またプラス 1 億2,000万円ということになると思います。

以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

抗菌っていうのはどういう作業っていうか、どういう種類のをされるんでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)抗菌、殺菌、抗菌とかって。抗菌じゃなかったですかね、古湯温 泉の。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

抗菌作用がある、抗菌でしょ。(4番秋月留美子君「壁ですか。壁のタイル。吹きつけじゃないんですか。コーティングじゃなくて」と呼ぶ)塗装ですよ、塗装です。(4番秋月留美子君「塗装。ブラシで掃除できるんですかね、壁とか」と呼ぶ)ブラシですと不可能だと思いますけど。普通手でふくぐらいはできますけど。(4番秋月留美子君「はい、いいですか」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

はい、どうぞ。

〇4番(秋月留美子君)

それ豊玉さんところのトイレが下がちょっとそのコーティングだったらブラシ掃除ができ

ないとかってちょっと聞いたんですけど、ブラシ掃除ができるのじゃないと、やっぱり水回 りのところはそうじゃないといけないからと思って、ちょっとお尋ねしましたけど。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

今回の変更契約の中に入ってます塗装は、浴槽内のものじゃなくて、室内のものですので、 室内のこういう壁とかなんとかにかびがつかないような光触媒の塗装をするということでご ざいます。(4番秋月留美子君「はい、失礼しました」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時8分 休憩午後4時9分 再開

〇議長(山口 要君)

それでは、再開いたします。

ただいま本定例会提出議案のうち議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例について及び議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例についての2議案について市長から訂正の申し出がありました。これらを追加議事日程とし、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案の訂正を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。議案の訂正についての文書はお手元に配付をしております。 それでは、議案訂正について一括して説明を求めます。企画部長。

〇企画部長(田代 勇君)

それでは、議案の訂正についてお願いを申し上げます。

12月4日に提出しました議案中、下記のとおり訂正したいので嬉野市議会規則第18条第1項の規定により提出をいたします。

内容につきましてでございます。

議案第77号につきましては、議案書の5ページ、別表の表でございます。別表の表中、大 浴場一般券の項の単位の欄のところで「入浴」と当初出しておりましたのを「入場」に訂正 いたします。それから、同じく下の回数券の欄のところです。「入浴」としておりましたの を「入場」に訂正をいたします。 それから、議案第78号、第2条のところでございます。議案書の7ページでございます。 7ページの第2条第2項中、現在(2)で持ち家奨励金のところで当初のところを「市内に居住している者が」としておりましたのを「市内に居住し、自己名義の住宅用地及び住宅を所有しない」というふうに、そういうふうに訂正をいたしたいと思います。

以上、議案の訂正はそうでございます。あと、提出の参考資料で2枚ありますけど、参考資料として提出しておりました開館時間の件でございます。7時から11時のところで裏の裏面でございます。チーフ業務全般の月額の報酬を15万8,400円に、それから嘱託A業務全般月12万6,000円に変更いたします。それから、表面の時間の割り振りのところでございますけど、勤務時間の5番、6番、7番、8番、嘱託の遅番の分でございます。21時30分までに勤務時間をしまして、30分は12時45分からの勤務ということで、前のほうに30分の部分を前回資料とは変更して持ってきております。あと、ほかの資料につきましても、別の様式の7時から23時の分につきましても、そこの2枚目の嘱託チーフの全般というところで月額の報酬を15万8,400円、それから嘱託A以下Mまでは月額12万6,000円ということで、月額の報酬の、賃金の報酬ですけど、これについての訂正を加えております。

以上、よろしくお願いします。

〇議長(山口 要君)

これで説明を終わります。

お諮りいたします。議案第77号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第77号の訂正についてはこれを許可することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。議案第78号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議案第78号の訂正についてはこれを許可することに決定いたしました。

それでは、議案第77号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第77号についての質疑を終わります。

次に、議案第78号について……(13番山口榮一君「議長」と呼ぶ)あ、山口榮一議員。

〇13番(山口榮一君)

ちょっと聞きたいんですけど、先ほど券売機を売られるということでありました。それで、 今度は入場ということでなりましたが、伊万里温泉にこの前私行ったんですよ。そしたら、 おふろに入る人は券売機で買わないかん。ただ、ふろに入らん人はもうそのまま入られるわけですよ。その辺はやっぱりこの入場券を買うということになるわけですか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

おふろに入らない方の券ですよね。これはあくまで入浴される方が有料ということですので、入場券で入っていただくということになりますから、休憩だけの方は別に買わなくてもいいということになります。(18番西村信夫君「関連です」と呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

さっき山口議員さんのほうにちょっと関連しますけど、あくまでも現金取り扱いはしないで、券売機取り扱いで入場するわけですかね。その点、再確認をしていきたいと思いますが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

訂正をお願いします。入浴券が入場券に変わりましたので、入場していただく方はすべて 券を購入していただくということになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

もう一つ、西村議員の質問に答えてください。 (18番西村信夫君「もう一回」と呼ぶ) も う一回、どうぞ。

〇18番 (西村信夫君)

券売機でお客様は入場するわけですけれども、現金取り扱いはもう窓口で一切しないというふうに解釈をしますけど、タオルとかバスタオルの対応については無償で貸すのか、どういうふうに取り扱うのか、その点お尋ねします。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

タオル類はすべてレンタルはいたしません。販売でございます。券売機と同じ機械の中に タオルの購入する券を発売すると。うちのほうはその券と引きかえにタオルを渡すというこ とになります。

以上です。

〇議長(山口 要君)

西村議員。

〇18番 (西村信夫君)

よそは、武雄の場合は貸し出しでタオルとバスタオルで200円というようなことですが、 これはもう貸しタオルなんですよね。あと元湯はバスタオルは貸して500円というふうなこ とで、タオルは150円ということで、今ちょっと調査をしておりますけども、そういった中 でバスタオル、タオル類はおふろに入るにはつきものですので、そのあたりはバスタオルは 買うわけですね。それとも、貸与するのか、あるいは小さいタオルは自分で使った後は持っ て帰っていいのかどうなのか、そのあたりまできちっと示していただければと思いますが。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

タオル類はすべて販売になります。 以上です。

〇議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

〇4番(秋月留美子君)

ちょっと課長先ほど間違われておりますので。回数券についてですけど、元湯さんが11回の券がついてて、それでその計算で3,500円で買って318円当たりになるんですよね。だから、今度古湯が12枚ついても334円ですよ。だから、それより高いんですよ、古湯のほうがまだ。だから、これ12枚でも私いいと思うんですよ。(「350円たい」と呼ぶ者あり)いやいや……(「350円たい、元湯は」と呼ぶ者あり)だから、11枚ついてるから。(「それは回数券が」と呼ぶ者あり)回数券も今言ってるんですよ。そして、この回数券を3回ぐらいちょっと、続けて3冊じゃなくて使って買いますよね。そうすると、そのポイント式で1枚プラスされるということなんですよ。だから、私は市民の皆さんこんな要望出されてるんだったら、12枚でもいいかなと思うんですけど。それでも、元湯さんより値段高いんですよ、20円近く、10円くらい。と思いますけど、どんなでしょうか。

〇議長(山口 要君)

古湯温泉課長。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

元湯さんが350円ですね。これ回数券は買わない方がですね。(4番秋月留美子君「11枚ついての計算で今出してるんです」と呼ぶ)(「回数券」と呼ぶ者あり)回数券で言ったらうちが……(4番秋月留美子君「人はあれですよ、円で計算しますよ。これ1枚当たり幾らって。女性なんか特に」と呼ぶ)だから、比較としてはうちのほうの回数券……(4番秋月留美子君「だから、金額から言われてるわけでしょう。枚数で言われてるんですか。枚数だ

ったら、金額で……」と呼ぶ)金額の比較で……。 (4番秋月留美子君「突き詰めたら金額 じゃないですか。それはちょっとまた、じゃあ市民のほうが税金でできてるのに……」と呼 ぶ)

〇議長(山口 要君)

ちょっとお静かにしてもらえますか、答弁してますから。

〇古湯温泉課長 (三根清和君)

350円ですので、元湯さんがですね、普通の一般券が。うちのほうは400円ですけど、これを回数券で買えば360円程度になります。11枚つづりですね。(4番秋月留美子君「12枚で334円」と呼ぶ)その比較で答弁してますので。よろしいですか。(4番秋月留美子君「だから、元湯より安くしたらいけないと言われたから、この12枚にしても安くはならないんですよということを言ってるんですけど」と呼ぶ)(「安くなるたい、それは」と呼ぶ者あり)(4番秋月留美子君「いや、ならないんです。元湯さんが11枚で計算したら。ならないんです」呼ぶ)

〇議長(山口 要君)

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第77号についての質疑を終わります。

次に、議案第78号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで議案第78号についての質疑を終わります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで諮問第2号の質疑を終わります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで諮問第3号の質疑を終わります。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで諮問第4号の質疑を終わります。

これで提出議案のすべての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では12月15日も議案質疑の予定でありましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了いたしましたため、12月15日は休会としたいと思います。御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、12月15日は休会とすることに決定をいたしました。 本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後4時23分 散会